『人と自然が共生するとっとり』 を目指して

Tottoni

知る・理解する



守る・残す



使う・活用する



鳥取県 生物多様性 地域戦略

Tottori Biodiversity Strategy



令和 2年 3月 鳥取県 参加する・学ぶ



つなげる



鳥取県生物多様性地域戦略の構成

Ⅰ章 戦略策定にあたって

- ~生物多様性や生態系サービスの概要と、戦略策定の背景となった県内外の動向を整理~
 - 1 生物多様性とは・・・3つのレベルの生物多様性
- 2 生物多様性がもたらすめぐみ・・・4つの生態系サービス
- 3 生物多様性の危機・・・生物多様性の4つの危機
- 4 戦略策定の背景・・・生物多様性に関する国際・国内・県内の動向と戦略策定の位置付け

Ⅱ章 鳥取県における生物多様性の現状と課題

- ~鳥取県の生物多様性について具体的な現状と課題を整理~
 - 1 鳥取県を構成する基盤・・・地形・地質, 気候, 土地利用, 植生
- 2 生態系の現状と課題
 - ・・・奥山地域、里地里山地域、まちなか・都市地域、河川・湖沼・湿地、沿岸地域
- 3 生物の現状と課題・・・野生動植物、外来生物、野生鳥獣被害
- 4 人と自然との関わりの現状と課題
 - ・・・産業、伝統・文化、気候変動と自然災害、環境教育と人材育成、県民活動・団体活動

Ⅲ章 戦略の方向性と推進体制

- 1 目標:『人と自然が共生するとっとり』 対象地域:鳥取県全域
- 2 戦略の体系:5つの基本行動/各主体に求められる役割
- ~戦略を推進するための各主体が連携する取組イメージ~
- 3 各主体との連携・協働 4 「地域連携保全活動支援センター」の設立
- 5 行動計画の点検・評価 6 行動計画と戦略の更新スケジュール

IV章 行動計画

- ~Ⅲ章で定めた5つの基本行動について行動計画を提示~
 - 1 知る・理解する
 - ●調査・情報の発信 ②情報の整備・管理 ③将来を見据えた長期計画
- 2 守る・残す
 - ●保全区域(重要地域)の維持・管理・定期の見直しの実施 ②希少野生動植物の保全
 - ⑤外来種対策 ◆野生鳥獣の保護管理 ⑤森林・河川・湖沼・海岸の保全 ⑥将来を見据えた長期の取組
- 3 使う・活用する
 - ●農林水産業等での利活用 ●観光への利活用 ●伝統産業の振興
- 4 参加する・学ぶ
 - ●自然とのふれあいの推進 ②環境教育の推進
- 5 つなげる
 - ●協働と人づくり ❷体制の整備・強化 ❸将来を見据えた長期計画

<参考>とっとりらしい保全と活用の事例

目次

は	じめに		1
I.	戦略策	定にあたって	2
	1. 生物	勿多様性とは	2
	(1)	生態系の多様性	3
	(2)	種の多様性	3
	(3)	遺伝子の多様性	3
	2. 生物	勿多様性がもたらすめぐみ(生態系サービス)	4
	(1)	基盤サービス	4
	(2)	供給サービス	5
	(3)	文化的サービス	5
	(4)	調整サービス	6
	3. 生物	勿多様性の危機	7
	(1)	開発や乱獲など過剰な人間活動による危機	7
	(2)	里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機	7
	(3)	外来種など人により持ち込まれたものによる危機	7
	(4)	地球温暖化など地球環境の変化による危機	8
	4. 戦略	8策定の背景	9
	(1)	国際的な動向	9
	(2)	国内の動向	11
	(3)	鳥取県内の動向	14
	(4)	鳥取県生物多様性地域戦略策定の位置付け	20
Π.	鳥取県	!における生物多様性の現状と課題	22
	1. 鳥耶	X県を構成する基盤	22
	(1)	地形・地質	22
	(2)	気候	24
	(3)	土地利用	25
	(4)	植生	25
	2. 生態	§系の現状と課題	29
	(1)	奥山地域	29
	(2)	里地里山地域	32
	(3)	まちなか・都市地域	34
	(4)	河川・湖沼・湿地	36
	(5)	沿岸地域	41

3. 生物の現状と課題	44
(1) 野生動植物の多様性	44
(2) 外来生物の侵入と定着	54
(3) 人間活動に被害をもたらす野生鳥獣の増加	58
4. 人と自然の関わりの現状と課題	60
(1) 産業における関わり(供給サービスの課題)	60
(2) 伝統・文化の関わり(文化的サービスの課題)	61
(3) 気候変動と自然災害リスク(調整サービスの課題)	62
(4) 環境教育と人材育成	65
(5) 県民活動・団体活動	66
III. 戦略の方向性と推進体制	68
1. 目標・対象地域	68
2. 戦略の体系	68
(1) 5つの基本行動	
(2) 各主体に求められる役割	
3. 各主体との連携・協働	
4. 「地域連携保全活動支援センター」の設立	
5. 行動計画の点検・評価	
6. 行動計画と戦略の更新スケジュール	73
IV. 行動計画	
1. 知る・理解する	
(1) 調査・情報の発信	
(2) 情報の整備・管理	
(3) 将来を見据えた長期計画	
2. 守る・残す	76
(1) 保全区域(重要地域)の維持・管理・定期の見直しの実施	
(2) 希少野生動植物の保全	
(3) 外来種対策	
(4) 野生鳥獣の保護管理	
(5) 森林・河川・湖沼・海岸の保全	
(6) 将来を見据えた長期の取組	
3. 使う・活用する	
(1) 農林水産業等での利活用	
(2) 観光への利活用	
(3) 伝統産業の振興	88

4.	参加	ロする・学ぶ	.89
		自然とのふれあいの推進	
(2)	環境教育の推進	.89
5.	つた	rげる	.90
		協働と人づくり	
(2)	体制の整備・強化	.91
(3)	将来を見据えた長期計画	.91

<参考資料>

- ○愛知目標(愛知ターゲット)
- ○国・県指定・選定文化財一覧
- ○とっとりらしい保全と活用の事例 民間活動団体の取り組み/企業の取り組み/市町村の取り組み/鳥取県の取り組み /県内施設
- ○策定に係る経過や検討会等

はじめに

鳥取県は日本海から中国山地までの急峻な地形に様々な植生が分布し、多様な野生生物が暮らす自然環境に恵まれた地域です。そしてこれらの自然環境からもたらされる「生物多様性のめぐみ」(生態系サービス)は、少なくとも旧石器時代から現代まで私たち県民の生活を支え、文化や伝統、産業において「鳥取らしさ」を育んできました。

この連綿と続く「めぐみ・鳥取らしさ」を今後も享受しながら次世代に繋げるために、 私たちは生物多様性を保全・維持することに努め、持続可能な形で利用する必要がありま す。現在は生活様式の変化などから、人と地域の自然との関わり方にも変化が生じていま す。例えば、里地里山に人の手が入らなくなり、これまで地域にもたらされてきた「生物 多様性のめぐみ」が変化しています。また外来生物が地域の生態系をかく乱することも問 題となっています。

鳥取県ではこれらの変化や問題に対応するため、公共団体、事業者、県民など各主体による生物多様性の保全、生態系サービスの持続可能な利用を推進するため『鳥取県生物多様性地域戦略』を策定しました。この戦略は、人類が自然と共生する世界を 2050 年までに実現することを目指す愛知目標や、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、現在だけでなく次の世代やその次の世代にわたり誰も取り残すことなく「生物多様性のめぐみ」を受けられる、「人と自然が共生するとっとり」の実現を推し進めるものです。

戦略策定後は、生物多様性地域連携促進法に定める「地域連携保全活動支援センター」を設立し、民産学官が連携して生物多様性の保全・保護の取り組みを進めることとしています。

この戦略が、誰もが生物多様性の保全について理解し実践できる仕組み作りや、経済活動を含む全ての活動において、生物多様性の保全や持続可能な利用への配慮がなされる社会の実現に寄与できることを願っています。

最後に、この戦略の策定にあたっては、鳥取県内で活動する学識経験者並びに自然保護団体にご協力いただき、検討会等で広く意見を募り、戦略に反映しております。本戦略の実施においても関係者の皆様、ならびに県民の皆様に協力いただきながら進めてまいります。

. 戦略策定にあたって

1. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものが多様な環境のなか、それぞれが豊かな個性とつながりを持つことをいいます。

地球上の生物は、生命の誕生から 40 億年の間にさまざまな環境に適応して進化し、現在世界で確認されている生物種は約 175 万種、まだ知られていない生物も含めると 3,000 万種はいるといわれています。そして、これらの生物は、さまざまな環境のもとで、つながりあい、支えあって生きています。

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルで捉えることができます。



○生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干 潟、海洋、都市などさまざまなタ イプの生態系があります。

○種の多様性

動物、植物から細菌などの微生物 にいたるまでいろいろな生きも のが存在します。

○遺伝子の多様性

同じ種でも地域差や個体差によ り異なる遺伝子をもち、形や模 様、生態などに個性があります。

図 I-1 3つの生物多様性

(1) 生態系の多様性

地球上には森林、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、砂丘などさまざまな環境があり、 それぞれに多様な生物同士のつながり、すなわち生態系が存在しています。これを「生態 系の多様性」といいます。

鳥取県には大山をはじめとする豊かな森林地帯、私たちが長い時間をかけて育んだ里地 里山、中海や湖山池などの湖沼、鳥取砂丘などの海浜砂丘といったさまざまな環境があり、 多様で豊かな生態系及びこれらが複合した生態系が育まれています。

(2)種の多様性

地球上には、大きな哺乳類から小さな昆虫、細菌などの微生物、樹齢何百年にもなる樹木から一年で枯れてしまう草花など、多種多様な生物種が存在します。これを「種の多様性」といいます。

鳥取県には、世界最大級の両生類であり国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオをはじめ、高山帯から海岸地帯まで連続した地域に数多くの動植物種が生息・ 生育しています。

(3) 遺伝子の多様性

同じ種であっても、異なる遺伝子を有することで、体の形や模様、生活や行動の様式などが異なるさまざまな個性が生まれます。これを「遺伝子の多様性」といいます。メダカ類やゲンジボタルは全国に分布していますが、それぞれ日本各地に遺伝子の異なる地域集団(個体群)が存在しています。

鳥取県でもこのような地域集団間の多様性が見られ、たとえばクモ形類のザトウムシの一種であるイラカザトウムシは県内地域で西から東に向かって染色体の数が 16 本から 22 本まで連続的に変異することがわかっています。

○生物多様性基本法第2条より

「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

○生物多様性条約第2条より

「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

2. 生物多様性がもたらすめぐみ(生態系サービス)

私たちの快適で健康的、豊かで幸せな暮らしは、生物多様性からもたらされる様々なめ ぐみ、いわば生態系サービスにより支えられています。

生態系サービスには「基盤サービス」「供給サービス」「文化的サービス」「調整サービス」 の4つのサービスがあります。



図 I-2 暮らしを支える生態系サービス

出典:「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」環境省 を加工して作成 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/index.html

(1) 基盤サービス

基盤サービスとは、私たちの生存に必要な基盤をもたらすサービスです。

たとえば植物が光合成によって生み出す酸素がなければ動植物は呼吸ができません。また、森林が水循環を整えることで、生命の維持に必要な水が大地に確保されます。微生物が動物の死骸や落ち葉などを分解することによって育まれた豊かな土壌は植物の生育環境

を生み出し、植物は動物にさまざまな食物や栄養物を提供します。生物多様性は、私たち をはじめ、すべての生物の生存基盤を支えています。

鳥取県では大山のブナ林をはじめとする豊かな森林が水を浄化し、これを私たちは利用しています。飲料水として商品化されている大山地域の水のほかにも、環境省名水百選(1985(S60)年)の「天の真名井(米子市淀江町)」、平成の名水百選(2008(H20)年)の「布勢の清水(鳥取市)」、「宇野地蔵ダキ(湯梨浜町)」、「地蔵滝の泉(伯耆町)」や「とっとり(因伯)の名水」など、清らかで豊富な水は生態系を支える水循環を創り出しています。

(2) 供給サービス

供給サービスとは、私たちの暮らしを支える物資・物質を供給するサービスです。

森林から供給される木材や燃料、農産品として供給される食料、衣類の原料となる繊維など、私たちは日常的に生態系からサービスを受けています。また、動植物や微生物などが、私たちの健康と生命を支える医薬品の原料になったり、各種開発のヒントになることもあります。今現在未利用の生物が、今後私たちに有用な資源をもたらす可能性もあります。このように、生物多様性は私たちの暮らしに資源を供給しています。

鳥取県の各地では林業が営まれ住宅の材料などに利用されています。農地からは水稲、季節の野菜、果樹などの食料が供給され、沿岸域や湖沼の海産物、水産物も私達には身近な存在です。地産地消、旬のものを食べるといった豊かな暮らしの多くが鳥取県の生態系サービスにより支えられています。

(3) 文化的サービス

文化的サービスとは、風土や歴史、伝統を育み、私たちが精神的に豊かな暮らしをおくるための文化のありようを支えるサービスです。

森林レクリエーションや虫の音、鳥の声を聞くなどの自然とのふれあいにより私たちは 安らぎを感じたり、知的好奇心を満足することができます。このように生物多様性は私た ちの豊かな情操を育て、多様な文化を支えています。

鳥取県では大山の山岳信仰や各地の農耕にともなう祭事などに自然と共生してきた知恵 や風習を見ることができます。

山陰海岸国立公園や大山隠岐国立公園は、重要なレクリエーションや観光の資源でもあり、山陰海岸ジオパークエリア内の鳥取砂丘や岩美町の浦富海岸では、鳥取の豊かな生態系を身近に体験できるプログラムなどにより、教育や観光、地元産業の活性化が図られています。近年、こうした豊かな自然や生態系によって育まれた地域文化を活かしたインバウンド(訪日外国人旅行者)の推進も盛んになっており、こうした自然を活かした観光産業の振興も文化的サービスのひとつです。

(4)調整サービス

調整サービスとは、私たちが安心して暮らす環境を生態系が調整するサービスです。

山地に広がる森林は、水源をかん養して干ばつを防止するとともに、豪雨の際には雨水の流出を一定程度遅らせ、土砂災害や洪水を緩和することで下流域の暮らしに安心や安全を提供します。また空気中の二酸化炭素を吸収・固定することで地球温暖化を軽減しています。土壌の微生物は、土壌を肥沃に保ち、汚濁物質や毒性物質を分解しています。このように、生物多様性は、私たちが暮らす環境を調整することで、暮らしの安心・安全の一端を担っています。

鳥取県においては、中国山地に広く分布する森林は水害、土砂災害を軽減し、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化の防止に貢献しています。また、水田やため池が有する洪水調節機能も災害の軽減に寄与しています。

❖ 持続可能な利用

これらの生態系サービスを私たちが将来にわたって受け取るためには、生物多様性を保全し、持続可能な方法でその恵みを利用していく必要があります。これを「生物多様性の保全及び持続可能な利用」といいます。

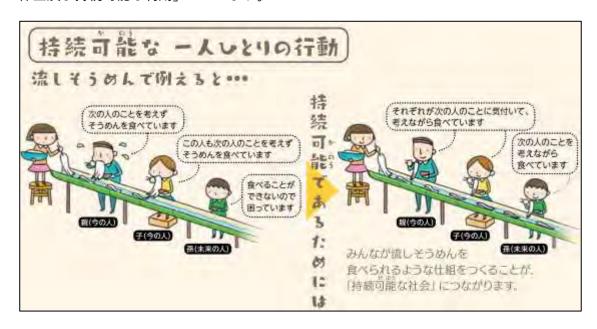


図 I-3 持続可能な利用のための行動

出典:「こども環境白書 2019」環境省 https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/index.html

3. 生物多様性の危機

生物多様性はさまざまな生態系サービスをもたらし、私たちの生活に欠かせない存在でありながら、生物多様性に大きな影響を与えているのは私たち人間の活動です。

生物多様性国家戦略では生物多様性に迫る危機を以下の4つに整理しています。

第1の危機:開発や乱獲など過剰な人間活動による危機

第2の危機:里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機

第3の危機:外来種など人により持ち込まれたものによる危機

第4の危機:地球温暖化など地球環境の変化による危機

(1) 開発や乱獲など過剰な人間活動による危機

森林や農地等の他用途への利用、開発行為や沿岸部の埋め立て、河川の直線化などによって、動植物の生息・生育地が縮小したり消失しています。

戦後の高度経済成長からバブル経済期にかけて宅地開発や工業団地、ゴルフ場開発などが多く行われ、生物多様性の急激な損失が起こりました。昨今の人口減少社会ではこれらの開発は減少傾向にありますが、ハードによる防災対策や維持管理の省力化、大規模なクリーンエネルギー開発などにより生物多様性の損失が懸念されています。

また、個人の観賞や商業利用を目的とした乱獲、盗掘、過剰な採取などが特定の種の個体数の減少をもたらしています。

(2) 里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機

第1の危機とは逆に、人が長年手を入れることで維持してきた里地里山などの生態系は、 人間活動の低下により多様性を失いつつあります。たとえば、水田や小規模な水路、ため 池、薪炭林、採草地などがモザイク状に入り組んだ環境は、多くの動植物の生息・生育の 場です。また、自然林や管理された人工林は、水源かん養や土砂災害の防止などに寄与し てきました。

しかし、産業構造の変化や少子高齢化による里地里山の人口減少により、こうした二次的自然の利用・管理が縮小し、里地里山の生態系に変化をもたらしています。

(3) 外来種など人により持ち込まれたものによる危機

人為的にほかの地域から持ち込まれた生物を外来生物(外来種)といいます。外来種は、 天敵が存在しないことによる異常繁殖や分布域の拡大、在来の生物(在来種)の捕食や生息・生育地の競合を起こし、在来種の分布域の減少や絶滅の原因となっています。その結果、種の多様性が縮小したり、近縁種との交配による遺伝子のかく乱が生じると、地域の 生態系や生物多様性には変化が生じ、結果的に生物多様性が失われる可能性があります。

外来種が侵入・拡大する要因は、たとえば海外から輸入されたペットが放されて野生化

したり、輸入貨物に混入した種子から繁殖したりする場合もあれば、オオクチバス (通称 ブラックバス) のように人為的な影響で拡大したものも存在します。

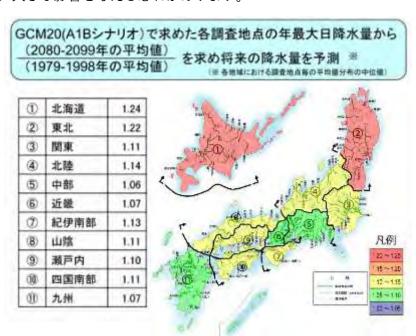
国内の在来種を人の手により別の地域に移動した場合も外来種として扱い、メダカ類やホタルなどの国内移動が外来種問題として取り上げられることもあります。これらは国外からの外来種と区別するため、「国内外来種」と表現することがあります。

また、農薬や化学肥料などの化学物質や生活・産業排水などに含まれる物質も人間が生態系に持ち込むものの一つです。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、その性質や濃度によっては生物に有害となるものもあり、生態系への影響が指摘されています。

これまでも人体や生態系への影響が明らかになり使用が禁止された化学物質は複数ありますが、現在利用されている化学物質の多くは生態系への影響が未解明で、影響を事前に 予測することが困難です。

(4) 地球温暖化など地球環境の変化による危機

私たちの産業活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガスは、気温上昇や、降水量の変化の原因の1つとして考えられ、台風の発生頻度や大型化などの気候変動や、海面上昇などの影響が予測されています。また二酸化炭素が水中に溶け込むことにより海洋が酸性化するといわれています。これらの気候変動やそれにともなう環境の変化は、野生生物の分布域を変化させ、変化に適応できない種の減少や絶滅を招き、地域の生態系や生物多様性に大きな影響を与える恐れがあります。



上記の予測結果では、100 年後の降水量が全国では現在のおおむね $1.1\sim1.2$ 倍と見込まれ、山陰地方では 1.11 倍と予測されています。

図 I-4 日本の将来の降水量の変化

出典:「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)」(2008(H20)年6月) 国土交通省社会資本整備審議会

4. 戦略策定の背景

(1) 国際的な動向

生物多様性条約

1992(H4)年 6 月 3 日から 14 日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(UNCED・通称「地球サミット」)における主要な成果の一つとして、「生物多様性条約」の署名開始があります。日本は同開催期間にこれに署名し、1993(H5)年 5 月に 18 番目の締約国として生物多様性条約を締結、同年 12 月には同条約が発効しました。

条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺 伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、となっています。

名古屋議定書と愛知目標(COP10)

2010(H22)年10月に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(通称COP10) において「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関し、「名古屋議定書」が採択されました。

また、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。」という中長期目標が合意され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨で20の個別目標を合意した「愛知目標」が採択されました。

■ 持続可能な開発目標(SDGs)

2015(H27)年9月に開かれた「国連持続可能な開発サミット」において、2015(H27)年から2030(R12)年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。「持続可能な開発目標」(SDGs(エス・ディー・ジーズ)・通称グローバル・ゴールズ)はこの文書の中核となる17の目標と169のターゲットで構成されています。

開発目標は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけており、特に気候変動や経済的格差等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込んでいます。生物多様性に主として関連するものには「目標 15: 陸の豊かさも守ろう」がありますが、ある目標を達成するためには、むしろ別の目標と広く関連づけられる問題にも取り組まねばならないことが多いという点で、各目標は個別では達成できず、すべて互いに関連します。



図 I-5 SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な 森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及 び生物多様性の損失を阻止する

<関連ターゲット(達成基準)>

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金 の動員及び大幅な増額を行う。

ターゲットの選定「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」2020(R2)年3月より

(2) 国内の動向

生物多様性基本法

2008(H20)年6月に施行された「生物多様性基本法」は、それまで「絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」や「特定外来生物による生態系等に係 る被害の防止に関する法律(外来生物法)」などの個別法によって規定されていた「生物の 多様性の保全及び持続可能な利用」について、基本原則・方向性を明示し、総合的かつ計 画的に関連施策を推進することで、「豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたっ て享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること」 を目的に施行されました。

一地方公共団体の責務一

法では「生物多様性の保全及び持続可能な利用」についての地方公共団体の責務が明らかにされ(第5条)、地方公共団体は「生物多様性地域戦略」の策定に努めること(第13条)、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」に関する施策を実施すること(第27条)が定められています。

〇生物多様性基本法(抜粋)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利 用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

■ 生物多様性国家戦略

1993(H5)年に発効した生物多様性条約では、第6条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に生物多様性国家戦略の策定が規定されています。これを受けて日本では、1995(H7)年10月「生物多様性国家戦略」が策定され、その後4度の見直しが行われました。

現行の戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」(2012(H24)年策定) は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011(H23)年に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方などを示しています。また、2020(R2)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定し、生物多様性の重要性がさまざまな主体に適切に認識され、それぞれの行動に反映されること、すなわち「生物

多様性の主流化」を推進することなどが提唱されています。

-5つの基本戦略-

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■種の保存法

「種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)」は、ワシントン条約(1980(S55)年 日本加盟)に対応する国内法の一つとして、1993(H5)年 4 月に施行されました。種の保存法では、国内に生息・生育する希少野生生物の保全と、外国産の希少野生生物の保全について、販売、譲渡、捕獲・採取、輸出入等の取り扱いを規制しています。また、国内の希少野生生物について、必要があると認める場合に「生息地等保護区」の指定、「保護増殖事業計画」の策定が規定されています。

2017(H29)年の法改正では、里地里山等の二次的自然に分布する種の保全を図るため、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度が創設され、2020(R2)年1月に初めてタガメを含めた3種が登録されました。

外来生物法·外来種被害防止行動計画

「外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」は、2005(H17)年6月、特定外来生物について、飼養、輸入等の制限・規制と、野外等での防除等により、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的に施行されました。その後、2010(H22)年に開催された生物多様性条約締結国会議(COP10)において、侵略的な外来生物の防除は生物多様性保全に向けて取り組むべき重大な課題として認識され、2013(H25)年6月に法を改正、外来生物対策を一層推進することを求めています。

また、2015(H27)年に国が策定した「外来種被害防止行動計画」では、外来種対策を推進するため、2020(R2)年までの国の行動計画ならびに各主体の役割と行動指針が示され、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」が作成されました。

■ 自然再生推進法

「自然再生推進法」は、2002(H14)年 12 月、自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会を実現すること等を目的として制定されました。法では、自然再生を「過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、

再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。」と定義しています。

法に基づき実施される「自然再生事業」は、地域の多様な主体の発意により、国や地方公共団体も参画して自然を取り戻すために取り組むもので、2019(H31)年3月までに、全国で26の自然再生協議会が設立され、25の自然再生全体構想及び42の自然再生事業実施計画が作成されています。



■ エコツーリズム推進法

「エコツーリズム推進法」は、2008(H20)年4月、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進することを目的に施行され、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としています。

エコツーリズムとは、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光旅行者に伝えることにより、その価値や大切さを理解してもらい、環境保全につながっていくことを目指す仕組み」です。また、エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言います。

2019(R1)年7月時点で全国に16の推進法認定団体があります。

(3) 鳥取県内の動向

■ 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき 1999(H11)年 3 月に第1

次鳥取県環境基本計画を策定しました。第3次の計画は「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(2020(R2)年3月策定)」として策定し、目標年度を2030(R12)年としています。

- ープランの5つの柱一
- Ⅰ 循環型社会の構築
- Ⅱ 低炭素社会の実現
- III 自然・生物との共生
- IV 生活環境の保全
- V 環境活動の協働



図 I-7 令和新時代とっとり環境イニシア ティブプラン 基本的な考え方

鳥取県版レッドデータブック・レッドリスト

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物について、鳥取県において初めてのレッドデータブックとなる、「レッドデータブックとっとり(動物編,植物編)」を 2002(H14)年に発行しました。発行後 10年を経過し、県内の野生動植物に関する知見が蓄積されるとともに、環境省のレッドリストも見直され改定版が公開されたことなどから、2012(H24)年には「レッドデータブックとっとり(改訂版)」を発行しました。

鳥取県版レッドリストの公表の意義は、開発事業における環境影響評価の際の基礎資料 (影響評価すべき対象種の選定根拠等)や、掲載種を対象とした保護活動への動機づけ、 生息・生育に関する情報・知見の集積などがあり、初版の発行以来さまざまな場面で活用 がなされています。

■ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物の保護のため、2002(H14)年「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を施行しました。条例では、希少野生動植物種の指定(希少・特定希少)、保護基本方針、捕獲等の制限、生息・生育地の保全(自然生態系保全地域の指定)、特定希少野生動植物の保護管理事業計画などを定めています。

現在の希少野生動植物の種の指定は、初版のレッドリスト(2002(H14)年)の「絶滅危惧 I類・II類」に対応しています。

■ 国内外と鳥取県の生物多様性に関する動向

表 1 国内外と鳥取県の生物多様性に関する動向

M:明治,T:大正,S:昭和,H:平成,R:令和

年	国際・国内の動向	M・明治, I・大正, S・昭和, H・平成, R・等和 鳥取県内の動向
1897	5	
(M30)	[足尾銅山鉱毒事件]	
1919	・「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定	
(T8)	• 丈頉石膀天然和忍彻床仔法」の制定	
1931	・「国立公園法 の制定	
(S6)		
1936 (S11)		[大山国立公園に指定] (※S38 に大山隠岐国立公園)
1950		(※538 に人山陽収国立公園)
(S25)	・「文化財保護法」の制定	
1953		
(S28)		[鳥取市公共下水道事業着手]
1955	[小鴨鉱山で日本最初のウラン鉱床発見]	[山陰海岸国定公園に指定]
(S30)	[人形峠でウラン鉱発見]	(※S38 に山陰海岸国立公園)
1956	[水俣病第1号患者の発生報告]	
(S31)		
1957 (S32)	・「自然公園法」の制定(「国立公園法」廃	
1960	止)	
(S35)	[四日市ぜんそく問題表面化]	
1962		
(S37)	[「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)]	
1963		・「鳥取県立自然公園条例」の制定
(S38)		[比婆道後帝釈国定公園に指定]
1964	[東京オリンピック開催]	 ・中海干拓の島根・鳥取両県協定成立
(S39)	[S1637.2.2 2.2.101]#F3	173 134 1 2 3 K 7 3 K 3 K 3 K 3 K 3 K 3 K 3 K 3 K 3
1965 (S40)	[新潟水俣病の問題表面化]	
1966		 第8回国立公園大会が大山で開催
(S41)		(開催中に自然保護憲章の制定決議)
1967		(NOTE TO ANTINEZION TO THE PARTY HEAVY
(S42)	・「公害対策基本法」の制定	
1968	・「騒音規制法」の制定	[日野川工業用水道完成]
(S43)	[イタイイタイ病原因報告]	
1969		・鳥取県公害対策審議会設置
(S44)	・「自然保護憲章」の制定	[氷ノ山後山那岐山国定公園に指定] 「光ス末公共下水道東澤(内浜伽珊県)美毛]
1970	・第 64 回国会にて公害関連 14 法案制定(改	[米子市公共下水道事業(内浜処理場)着手]
(S45)	* 50 04 回回云に C 公告 民建 14 /公米 耐た (以 正)	・県庁厚生部に公害係を設置、9月に環境保全係として新設
	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、	・「鳥取県公害防止条例」の制定
1971	「悪臭防止法」の制定	・厚生部に自然保護係を新設
(S46)	・環境庁発足	[岩美鉱山、百谷鉱山閉山]
1972	・「自然環境保全法」の制定	・「鳥取県の自然と生活環境」発行
(S47)		(※S53 から鳥取県環境白書)
1973	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関す	「ナホルンナルナーンギキザギィー
(S48)	る法律」の制定 「第1次オイルショック】	[天神川流域下水道事業着手]
1974	[第1次オイルショック]	
(S49)		・「鳥取県自然環境保全条例」の制定
(073)		

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
1975 (S50)	[「複合汚染」(有吉佐和子著)] [豊島産廃問題発生]	・「第1次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定
1976 (S51)	・「振動規制法」の制定	・「鳥取県自然環境保全基本方針」の制定 [大山自然科学館設置](※H17 から大山自然歴史館)
1977 (S52)	・「環境保全長期計画」の策定	・「鳥取県し尿浄化槽指導要綱」の策定
1978 (S53)	[第2次オイルショック]	
1981 (S56)		・「鳥取県栽培漁業基本計画」(第1次)の策定 「山陰海岸自然科学館設置」 (※H28 から山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)
1982 (S57)	[川崎公害訴訟の提訴]	・「第2次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定
1983 (S58)		・「中海水質管理計画」の策定
1984 (S59)	・環境影響評価の実施について(閣議決定)・「湖沼水質保全特別措置法」の制定	
1985 (S60)		[大山で一木一石運動始まる] [全国名水百選に天の真名井(淀江町)が選ばれる]
1987 (S62)	・「総合保養地域整備法(リゾート法)」の制定	[公害防除特別土地改良事業着手(小田川流域)]
1988 (S63)	・「オゾン層保護法」の制定	[ウラン残土問題表面化]
1990 (H2)	・「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定 ・「地球温暖化防止行動計画」の策定 ・「多自然型川づくり実施要領」策定	・「中海に係る湖沼水質保全計画」(第1期)の策定
1991 (H3)	・「資源の有効な利用に関する法律」の制定	・「第1期湖山池水質管理計画」の策定・「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」の策定
1992 (H4)	・「野生動物の種の保存に関する法律」の制定・「生物多様性条約・気候変動枠組み条約」の採択	 「鳥取県環境教育基本方針」の策定 「鳥取県全県公園化構想」の策定 「第3次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定 中海の県境決定 「鳥取県全県公園化構想」策定 ・全県公園化推進本部発足
1993 (H5)	・「環境基本法」の制定(公害対策基本法廃止)・「環境にやさしい企業行動指針」策定	・「鳥取県景観形成条例」の制定・「鳥取県公共事業景観形成指針」の制定・「鳥取県のすぐれた自然」発行
1994 (H6)	・「環境基本計画」の策定(閣議決定)	 「公共事業景観形成の手引き」の制定 「鳥取県緑化基本計画」を策定 「鳥取県公共施設緑化マニュアル」の制定 「魚にやさしい川づくりマニュアル」の制定 「中海に係る湖沼水質保全計画」(第2期)の策定 「鳥取県環境の保全及び創造に関する条例」の制定 「全県公園化週間実施」 「財団法人鳥取県環境管理事業センター発足」
1995 (H7)	・「生物多様性国家戦略」の決定 ・「容器包装リサイクル法」の制定	[米子水鳥公園開園]
1996 (H8)		・「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の制定 [米子・境港市長、中海干拓に反対を表明]
1997	・「環境影響評価法」の制定	・「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の制定

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
(H9)	・第3回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3)京都府で開催(京都議定書採 択) ・「河川法」の改正(「河川環境の整備と保	・「第4次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定 ・「とっとりアジェンダ21」の策定 [環日本海圏地方政府環境分野学術研究者会議開催]
	全」が目的に加わる)	
1998 (H10)	・「地球温暖化対策推進法」の制定・「家電リサイクル法」の制定・「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」の公表	・「鳥取県環境影響評価条例」の制定 [第 22 回全国育樹祭開催]
1999 (H11)	・「持続農業法」の制定 ・「海岸法」の改正(海岸環境の整備と保全が目的に加わる) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定	 ・「鳥取県環境基本計画」の策定 ・「環境にやさしい県庁率先行動計画」の策定 ・「鳥取県地球温暖化防止推進計画」の策定 ・「身近な自然と共生する環境づくりの手引き」発行 [わかさ氷ノ山自然ふれあいの里オープン] 「鳥取環境大学設立認可]
2000 (H12)	・「循環型社会形成推進基本法」の制定 ・「グリーン購入法」の制定 ・「グリーン購入基本方針」閣議決定 [第1回21世紀環の国づくり会議開催]	・「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例」の制定 ・鳥取県庁知事部局 ISO14001 認証取得 [環日本海こども環境サミット開催]
2001 (H13)	・環境省発足 ・「食品リサイクル法」の施行 ・「建設リサイクル法」の一部施行 ・「フロン回収破壊法」の公布 ・「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」の公布 ・「土壌汚染対策法案」閣議決定 ・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定	・「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」の制定 ・「鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例」の制定 ・「鳥取県公共事業環境配慮指針」の制定(※H24 一部改正) ・「鳥取県特別栽培農産物認証制度」の制定 ・「鳥取県特別栽培農産物認証制度」の制定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」の策定 ・「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」の施行 ・「第5次鳥取県廃棄物処理計画」の策定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」の策定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」の策定 ・「第2期湖山池水質管理計画」の策定
2002 (H14)	・「鳥獣保護法」の制定 ・「PRTR 法」の施行 ・「土壌汚染対策法」の公布 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布 ・「自動車リサイクル法」の公布 ・「フロン回収破壊法」の全面施行 ・「自然再生推進法」の施行	・「レッドデータブックとっとり(動物編・植物編)」の発行 ・「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定 ・「鳥取県産業廃棄物処分場税」の制定 [鳥取県衛生環境研究所開所] ・鳥取県版環境管理システム認定制度(TEAS)の創設 ・「森林環境保全税」公表・「県税条例」可決
2003 (H15)	・「環境教育推進法」の制定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の公布	・「鳥取県の栽培漁業新生プラン」の策定 (第 57 回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催) [とっとり賀露かにっこ館設置]
2004 (H16)	・「外来生物法」の制定・「環境配慮促進法」の施行・「環境の保全のための意欲の増進及び環境 教育の推進に関する法律」の公布・「自動車リサイクル法」の全面施行	・「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定 ・「鳥取県環境基本計画」の改定 ・「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」の制定 ・「鳥取県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認 定要領」の策定 [米子市でエコアジア(アジア太平洋環境会議)2004 開催]
2005 (H17)	・京都議定書発効(平成 17 年 2 月) ・「アスベスト新法」の成立	・森林環境保全税の導入 ・「環境立県アクションプログラム」の策定(H17〜H19) (※H20に H20〜H22) ・「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」の策定 ・とっとり環境ネットワーク発足 ・「鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向		
		び紛争の予防、調整などに関する条例」の施行 ・「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に 関する条例」の施行		
		[中海、ラムサール条約湿地へ登録]		
2006 (H18)	・「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」の策定・「(新)教育基本法」の制定・「容器リサイクル法」の改正・「省エネルギー法」の改正・「多自然川づくり基本指針」策定	・「とっとり共生の森」支援事業の開始 ・環境大臣を招聘して、環境フォーラム開催(とっとり環境 ネットワーク、県共催) ・「第6次鳥取県廃棄物処理計画」の策定 ・「東郷池水質管理計画」の策定		
2007 (H19)	・「フロン回収破壊法」の一部改正 ・気象変動に関する政府間パネル(IPCP) 第 4 次評価報告公表 ・G8 サミットで「美しい星 50」を提案	・「鳥取県景観形成条例」の制定 ・「第1期東郷池水質管理計画」の策定 ・「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」の策定 ・第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット における「環境交流宣言」の採択 ・北東アジア環境子ども交流事業実施		
2008 (H20)	・「生物多様性基本法」の制定 ・「エコツーリズム推進法」の制定 [G8 北海道洞爺湖サミット開催]	・「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の制定 ・「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第 1 期)」の策定 ・「環境先進県に向けた次世代プログラム」の策定 ・基本構想「鳥取県の将来ビジョン」の策定 ・「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」の策定 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」の制定 「大山キャリーダウン運動始まる]		
2009 (H21)	・首相、国連気候変動会合で二酸化炭素等の温室効果ガス 1990 年度比 25%削減目標を提示・「海岸漂着物処理法」の制定	・「鳥取県地球温暖化対策条例」の制定 ・「とっとり発グリーンニューディール戦略」の策定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画」(第5期)の策定 [鳥取砂丘検定始まる] 「皆生・大山 SEA TO SUMMIT 始まる]		
2010 (H22)	・生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)名古屋市で開催(名古屋議定書と愛知ターゲット採択)・「生物多様性地域連携促進法」の制定	・「鳥取県経済成長戦略」の策定 ・「鳥取県 森林・林業・木材産業再生プラン」の策定 ・鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定 「山陰海岸ジオパーク、世界ジオパークネットワークへの加盟承認]		
2011 (H23)	[東日本大震災、福島第一原発事故] ・環境教育等促進法制定(環境教育推進法 の全面改正)	・「第 7 次鳥取県廃棄物処理計画」の策定 ・再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書(12 月)		
2012 (H24)	・生物多様性国家戦略 2012 - 2020 閣議決定 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度 開始 ・「環境教育等促進法」の改正施行(10 月)	・「第2次鳥取県環境基本計画」の策定 ・「湖山池将来ビジョン」策定(1月) ・「とっとり環境イニシアティブプラン」の策定(3月) ・「鳥取県地球温暖化対策計画」の策定(3月) ・「レッドデータブックとっとり(改訂版)」の発行 ・「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用 に関する条例」の制定(12月) [湖山池の高塩分化開始(3月)]		
2013 (H25)	・「環境影響評価法」の改正施行(4 月) ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進 に関する法律」の施行(4 月)	・「湖山池将来ビジョン推進計画(第3期水質管理計画)」の 策定(5月) ・「鳥取県バイシクルタウン構想」の策定(6月) [第64回全国植樹祭開催] [第30回全国都市緑化とっとりフェア開催] [エコツーリズム国際大会2013in 鳥取開催]		
2014	・「水循環基本法」の施行(7月)	・「鳥取県環境教育等行動計画」の策定		

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
(H26)	・持続可能な開発のための教育 (ESD) に 関するユネスコ世界会議が名古屋市で開 催(11月)	・「とっとり 森と緑の産業ビジョン」の策定 [山陰海岸、世界ジオパークネットワーク再認定(9月)] [三徳山地域が国立公園区域に編入]
	・「まち・ひと・しごと創生法」の制定	[大山キャリーアップ運動始まる]
2015 (H27)	・「鳥獣保護管理法」の施行 ・「フロン排出抑制法」の施行(4月) ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」の公表 ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(パリ・フランス)(11月)「パリ協定」採択(11月)・生物多様性保全上重要な里地里山の選定	 「中海に係る湖沼水質保全計画」(第6期)の策定(3月) 「鳥取県元気づくり総合戦略」の策定 「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」の策定 [「三徳山・三朝温泉」が日本遺産に認定] [氷ノ山キャリーアップ運動始まる] [世界ジオパークネットワークがユネスコの「国際地質科学ジオパーク計画」として正式事業化(11月)]
2016 (H28)	・祝日「山の日」施行(1 月) ・「パリ協定」発効(11 月)	・「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」の策定(3月) ・「第8次鳥取県廃棄物処理計画」の策定(3月) ・「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」の施行(4月)
2017 (H29)	・「自転車活用推進法」の施行(5月)	・「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム(第2期 東郷池水質管理計画)」の改定(3月) ・「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画」の策定(4月)
2018 (H30)	・「気候変動適応法」の成立(6 月)	・「鳥取県星空保全条例」の施行(4月)・「鳥取県災害廃棄物処理計画」の策定(4月)[第3回「山の日]記念全国大会開催][大山開山1300年祭]
2019 (H31 · R1)	・「G20 持続可能な成長のためのエネルギー 転換と地球環境に関する関係閣僚会合」 開催(6月)	[第 30 回全国「みどりの愛護」のつどい開催 (5 月)] ・「鳥取県水素エネルギー推進協議会」設立 (7 月)

[※]県内の動向について、民間が主体のものについては明朝体とした。

(4) 鳥取県生物多様性地域戦略策定の位置付け

鳥取県では、「生物多様性基本法」第 13 条に基づき鳥取県における生物多様性の現状と 課題を整理し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」に向け、目標や行動計画を示し た「鳥取県生物多様性地域戦略」を策定します。

この戦略は生物多様性条約の「愛知目標」や国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」等と整合させながら、生物多様性の側面から「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(2020(R2)年 3 月)」を推進するものとします。

戦略の実行にあたって、県、国、市町村、事業者、NPO、県民、専門家などが自ら取り組むとともに、さまざまな主体と協働・連携して取り組むこととします。また、鳥取県の生物多様性に係る分野の上位計画として位置付けるとともに、農林水産業や観光・商業、県土整備や安心・安全等の他分野における各計画とも整合や連携をとることとします。

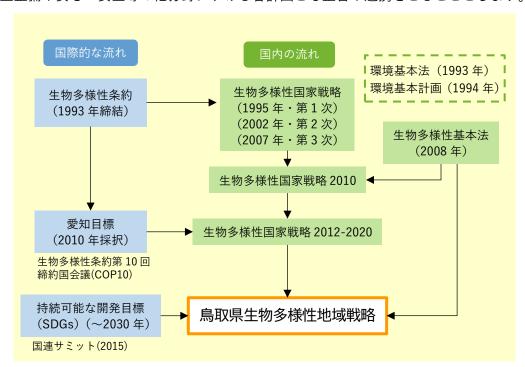


図 1-8 鳥取県生物多様性地域戦略の位置付け(国際・国内)

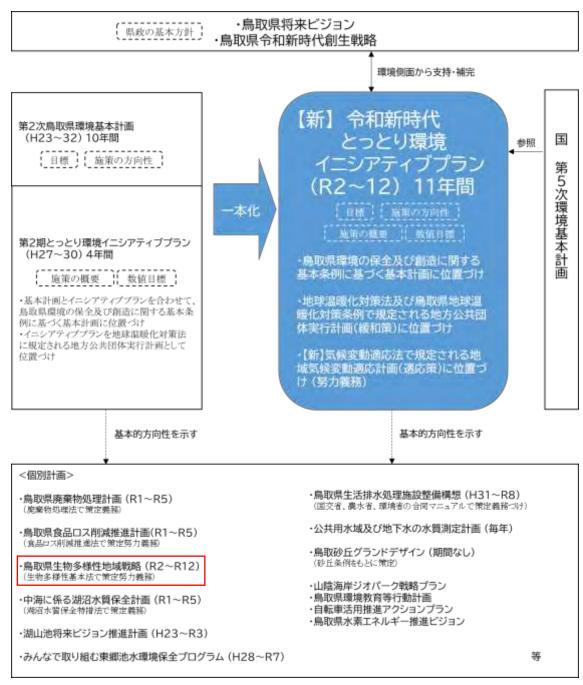


図 1-9 鳥取県の各計画と鳥取県生物多様性地域戦略の位置づけ

Π .

鳥取県における生物多様性の現状と課題

1. 鳥取県を構成する基盤

(1) 地形・地質

<地形>

鳥取県は、東西に約 100 km、南北に約 40 km の概ね長方形で、東西方向に細長い形をしています。地形をみると県西部に大山、東部に氷ノ山、扇ノ山等の急しゅんな山岳地帯があり、それらに端を発した千代川、天神川、日野川などの河川が南から北、中国山地から日本海へ注ぎ込み、下流の氾濫原には平野が広がっています。山頂や分水嶺となる尾根から海までの距離が短く、山地は一般に急傾斜で河川も急流です。

沿岸地域の大部分は砂質海岸で、河口を中心とした平野部には海岸砂丘が発達します。 また、礫質の小規模な礫浜海岸と、岩石が露出した岩石海岸が県域の各所に分布します。 砂丘は中国山系から流れ出た砂と、日本海の海流、風の営力によって形成されたもので、 千代川、天神川の河口付近に発達しています。

西部地域では特に人為的な影響による地形の特徴がみられます。日野川流域では古くからたたら製鉄のかんな流しが行われたことにより、長年にわたって日野川の河口に大量の土砂が運ばれ、現在の弓ヶ浜(弓浜半島の外浜)の形成に寄与しました。

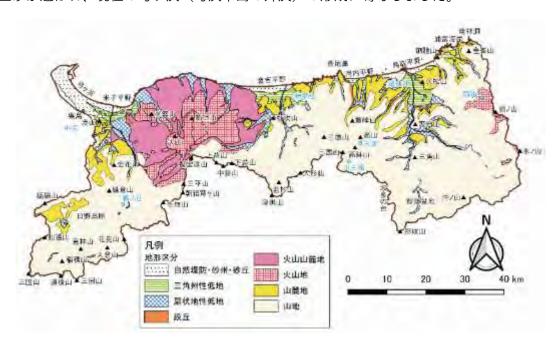
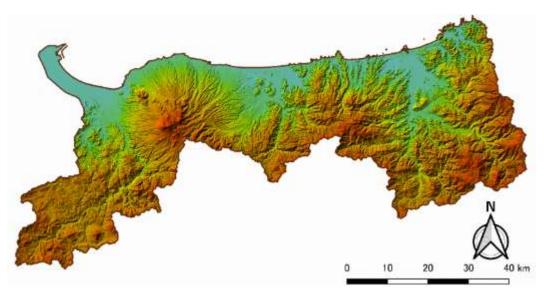


図 II-1 鳥取県の地形(地形分類図)

出典:「20万分の1土地分類基本調査」国土交通省国土政策局 より作成 http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html



出典:国土地理院タイル https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html 図 II-2 鳥取県の地形(立体イメージ)

<地質>

鳥取県の地質をみると、砂や礫などの未固結堆積岩が、主に千代川、天神川、日野川沿いの低地、海岸沿いに分布し、谷底平野や砂丘を形成しています。砂や泥が固まった固結堆積岩、岩石が熱や圧力の影響を受けて性質が変化した変成岩が県の東西に分布しています。火山から噴出された固形物の火山性砕屑物は大山山麓、氷ノ山山麓に分布しています。また火山のマグマがゆっくり冷えて固まった深成岩が、県内の中国山地に広く分布しています。

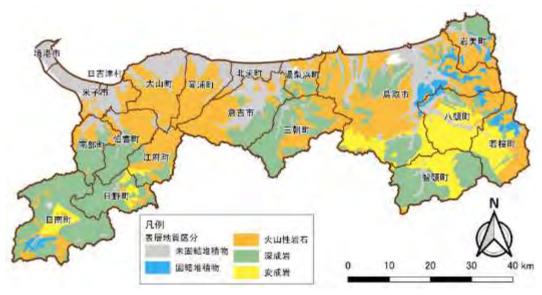


図 II-3 鳥取県の地質

出典:「20万分の1土地分類基本調査」国土交通省国土政策局 より作成 http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html

(2) 気候

鳥取県の気候は、県境となっている中国山地が気候に大きな影響を与え、冬季多雨(雪)の日本海側気候に概ね支配されていますが、西に向かうにつれその傾向は次第に弱まります。鳥取市の平年値 *1 は年平均気温 14.9°C、年間降水量は 1,914mm、年間日照時間は 1,663.2時間となっています。最深積雪は山地では 100cm を越え、平野後背部では 50cm 程度となります。

※1.気象庁 1981-2010 年の平年値

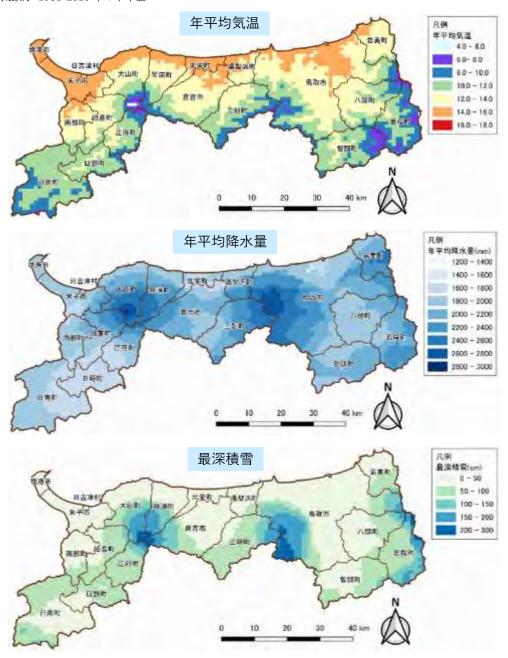


図 Ⅱ-4 鳥取県の年平均気温・年平均降水量・最深積雪

出典:「国土数値情報 平年値メッシュデータ」(2012(H24)公表,2010(H22)データ) 国土交通省国土政策局 より作成 http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-G02.html

(3)土地利用

鳥取県の総面積は約35万 ha で土地利用の内訳は森林が約26万 ha で県土の約74%を占 め、全国平均の約 66%を上回ります。農用地は約 3.4 万 ha で県土の約 10%、宅地約 4%、 道路約4%、河川等約3%、その他5%となっています。

また、森林の約88%を占める民有林の内訳は、約54%が人工林、約46%が自然林で、 自然林は断片化しています。

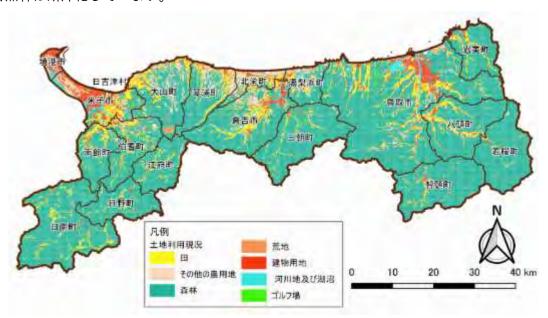


図 II-5 鳥取県の土地利用現況

出典:「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」(2006(H18)年) 国土交通省国土政策局 より作成 http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-L03-b.html

表 2 鳥取県内の土地利用

総土地面積	耕地面積	林野面積 -	耕地率		林 野 率	
	47T 715 HU 794		鳥取県	全 国	鳥取県	全 国
350,714ha	34, 400ha	258,782ha	9.8%	11.7%	73.8%	65.6%

資料 1 :総土地面積は、国土交通省国土地理院「平成30年全国根道府県市区町村期面積載」

2 - 耕地面積は、高林水産省「駐地及び作行面積統計」(平成30年) 3 - 林野面積は、2015年世界最林竜センサス」

出典:「鳥取県農林水産業の概要」(2019(R1)年6月) 鳥取県農林水産部

(4) 植生

鳥取県は、東西方向には約 100km の距離がありますが、南北は最長約 40km、最短約 20km と短く、この間に日本海から 1,000 mを越える中国脊梁山地の分水嶺に至るため、植生の垂 直分布に特徴があります。西日本の植生の垂直分布は、標高の低い地域の温暖帯植生(照 葉樹林帯・ヤブツバキクラス域)から、標高が高くなるにつれて冷温帯植生(ブナ林帯・ ブナクラス域)へ移行します。この二つの林帯の間には中間温帯植生(移行帯・イヌブナ 林など)が認められるのが一般的ですが、日本海側では不明瞭になることがしばしばあり

ます。鳥取県においても全体的には日本海型の多雪気候に支配されていますが、太平洋側気候に隣接する南側はその傾向が弱まり、複雑で多彩な植生となっています。また標高の低い地域の温暖帯から、標高が高くなるにつれて冷温帯へ移行し、垂直方向にも多様な植生となっています。

海岸には砂丘が発達し、鳥取県を代表する鳥取砂丘には、コウボウムギやケカモノハシ といった砂地に生育する特徴的な種からなる自然植生が広がっています。

鳥取県は遺跡が数多く発見されており、古くから豊かな文化が栄えた場所で、森林は人々の生活の資源として活用されてきたことから、現在その多くは二次林で構成されています。



図 II-6 潜在自然植生の垂直分布

出典:宮脇昭編著「「日本植生誌 中国」より中国地方現存・潜在自然配分模式図」(1983(S58)年 至文堂)を 縦横比変更、標高を追記して作成

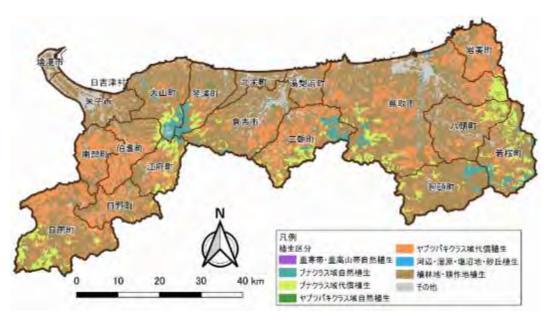


図 II-7 鳥取県の植生

出典:「5万分の1植生調査」(環境省 自然環境局)より作成 http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html

<温暖帯植生(照葉樹林帯)>

沿岸部から標高 400~600 m あたりまでは温暖帯気候の下で常緑広葉樹(葉の表面に光 沢がある樹木で構成されるため照葉樹とも呼ばれます)が気候的極相林を構成します。鳥

取市の久松山(標高 263 m) や倉吉市にある打 吹山(標高 204 m)、湊山(標高 90m) はスダ ジイを主体とする照葉樹林です。

また、温暖帯植生帯には私たちの暮らしと密接な関係をもつ里地里山が多く存在し、耕作地のほか社叢林*1や屋敷林、かつては薪炭林として人為的影響を受けた広葉樹の二次林などがモザイク状に分布します。

※1 社叢林 (しゃそうりん):神社などに発達した林で、鎮守の森などといいます。



照葉樹林

<中間温帯植生(移行帯)>

標高 400~600 m までの照葉樹林帯と 700 m を越える冷温帯落葉広葉樹林 (ブナ林帯) との間は中間温帯 (移行帯) と呼ばれ、二つの樹林帯の構成要素が混交します。

照葉樹林からブナ林に至る中間温帯的自然林は、鳥取県内では不明瞭なことが多いものの、鳥取市佐治町にある山王滝周辺(標高約 450 m)や三徳山で見ることができます。

日野郡などでは過去に「たたら製鉄」などのため燃料としてシイ類やナラ類が伐採されて二次林となり、戦後はスギ、ヒノキの植林地として造林され、針葉樹人工林が広く分布している地域もあります。

<冷温帯植生(ブナ林帯)>

ブナ林帯は、県東部の氷ノ山(標高 1,510 m)、 扇ノ山(1,309 m)、鳴滝山(1,287 m)、県中 部の三国山(1,253 m)、県西部の大山、船通山 (1,142 m) などにみられます。

この植生帯でも、県西部では過去に「たたら製鉄」などのため燃料としてブナ林等が伐採されて二次林となり、戦後はスギ、ヒノキの植林地として造林された地域があり、潜在植生であるブナ林が残るのは地形の急峻な場所や自然



ブナ林

公園、国有林などの保護されている地域が中心となっています。

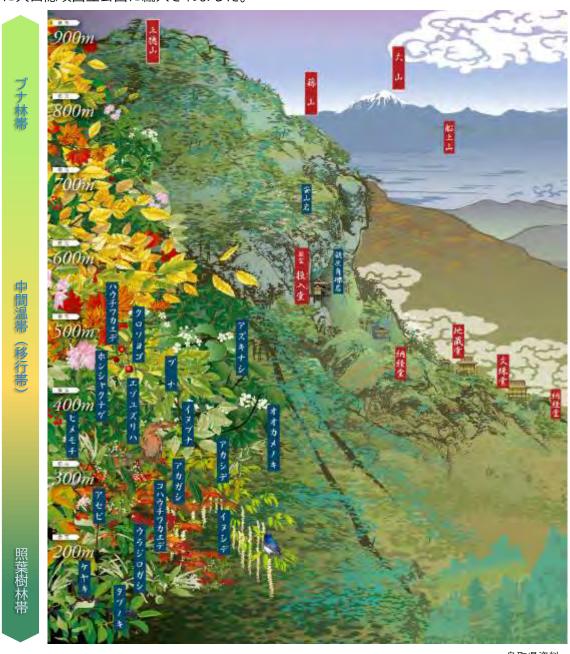
大山の標高が 1,500 m を超える場所では、積雪や風等の気候条件の影響によって高木が 生育できず、加えて土壌の発達も悪いことなどから、キャラボクなどの低木林やイネ科の ヒゲノガリヤス等を中心とした草原が発達しています。

❖ 三徳山の植生垂直分布

三徳山(標高 900m)は、大山、船上山とともに「伯耆三嶺」と称される山岳信仰の場で、中腹の断崖に建てられた投入堂は国宝に指定されています。地形は、大山や蒜山等と同様の火山形態(鐘状火山)の特徴を有します。

植生は標高 400m から 600m の間にイヌブナ林が出現、比較的明瞭な中間温帯が分布し、 照葉樹林からブナ林への移行を見ることができます。

三徳山地域はこの自然林の垂直的分布が中国地方では希少性が高いとして 2014(H26)年に大山隠岐国立公園に編入されました。



鳥取県資料

図 II-8 三徳山の植生垂直分布

2. 生態系の現状と課題

鳥取県には、中国地方一の標高を誇る大山(標高 1,729m)に加えて、第 2 位の氷ノ山 (1,510m)、このほか扇ノ山、那岐山、蒜山、三平山、毛無山、道後山、船通山など 1,000m 級の山が 20 峰にのぼり、垂直方向の自然の変化に恵まれています。

これらの山系に加えて、国内で屈指の規模を誇る海浜砂丘である鳥取砂丘や三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)、三大河川(千代川、天神川、日野川)など、それぞれに特徴的な生態系が成立しています。

また、都市居住地の近くでも自然と人々の生活が調和した里地里山が残っており、多種多様な動植物による生態系を見ることができます。

ここでは、(1) 奥山地域、(2) 里地里山地域、(3) まちなか・都市地域、(4) 河川・湖沼・湿地、(5) 沿岸地域に分類し、その現状と課題を整理します。

(1) 奥山地域

ここでは里地里山から離れて人の生活圏から遠く、急峻な地形や厳しい気象条件などの ために、天然林等の自然が残された地域を奥山地域と呼ぶこととします。

奥山地域はツキノワグマなどの大型哺乳類や、クマタカ、イヌワシなどの猛禽類の主な生息地となっています。また、山岳や草原、湿原にはそれぞれを特徴づける生態系が成立し、その特殊な環境に適応した希少な種が多く存在します。こうした特殊環境下の生物は、土地の改変や温湿度の変化などに敏感で、植生などその基盤が一度失われると回復が困難です。この地域は長期に植生の状態が安定していると考えられ、現況が急速に改変されるような大規模な伐採を伴う事業の実施については、十分な配慮が必要です。

奥山地域は、大山、氷ノ山をはじめとした国立公園や国定公園、県立自然公園として保護されていますが、昨今のトレッキングブームなどにより訪れる人が増え、排泄物の放置などが問題となっています。また、踏圧による被害の発生も考えられることから、自然歩道の整備等、人為的な影響を軽減する対策を継続して実施する必要があります。

また、県東部を中心にニホンジカの生息域が奥山地域まで拡大、採食圧による林内の生態系の変化、自然度の高い植物群落の衰退が発生しており、その拡大が懸念されています。 里地里山から奥山地域に広がるスギやヒノキの人工林の有効活用も課題の一つです。



❖ 氷ノ山

中国地方で大山に次ぐ第2位の標高(1,510m) を有する氷ノ山は、鳥取県の南東部に位置し、 地形地質が多様で貴重な動植物が多数みられ、 1969(S44)年に氷ノ山後山那岐山国定公園に 指定されています。

山麓域には、天然スギを含むブナ林が分布し、 高原状の尾根にはササ原や低木林が広がって おり、尾根からは多数の沢筋がつくられ、いく



氷ノ山

つかの滝が見られます。山頂付近に点在するキャラボク群落は、県指定天然記念物に指定されています。

ツキノワグマが県内ではこの地域を中心に生息するほか、ニホンリス、ニホンモモンガ、ヤマネ、ヒメホオヒゲコウモリなど森林性の哺乳類が多く生息しています。 鳥類はイヌワシ、クマタカ、クロジ、コマドリなど、また両生類はヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオなど、 魚類はイワナ、ヤマメなどが生息しています。 昆虫類ではヒョウノセンヒメギスやヒョウノセンクチキウマなどが生息しています。

氷ノ山ではニホンジカによる植生の食害が問題となっており、奥山での捕獲を推奨したり、電気柵を使った植生の保護等を行っています。

❖ 大山

中国地方最高峰の剣ヶ峰(標高 1,729m)を主峰とする大山は、豊かな植生を有し、山腹には西日本有数のブナ林が広がります。また山頂付近の緩斜面に広がるキャラボクの純林は、国指定特別天然記念物に指定されています。

標高 800~1,300m にかけて残るブナの自然 林と、標高 1,300m から上部のキャラボクを交 えた風衝低木帯が特徴的で、海抜ごとに生物相 が変化し、低標高で見られる種から亜高山帯を 好む種まで、幅広い層の動植物が確認されてい ます。また、山岳信仰などの歴史・文化を包含 していることから 1936(S11)年に大山隠岐国 立公園*1に指定されました。

哺乳類では高所でヒメヒミズ(小型モグラ) の記録があり、中腹にはヤマネやニホンリスの



大山

生息が知られています。鳥類は約 180 種が確認され、ゴジュウカラ、アオゲラ、アカゲラなどが生息しています。また、広大な自然環境を必要とするイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの猛禽類も生息しており、自然度の高さがうかがえます。

昆虫類に関しても、約 120 種のチョウ類、約 1,000 種の甲虫類など非常に多くの種が確

認されており、ここで発見されて命名された「ダイセン」と名の付くダイセンシジミ(ウラミスジシジミの別称)のような昆虫類も多数生息しています。また、ゼフィルスと呼ばれる樹上性のミドリシジミの仲間(25種)のうち、現在21種が生息しています。

大山では高度成長期の登山ブームの際に木道等の整備を行っていなかったため、山頂の植生が衰退する事態が生じましたが、一木一石運動など地域の関係者が協力して保全活動を行った結果、植生が復元し現在の姿となっています。鳥取県では木道や登山道の整備・管理を実施しており、踏圧による植生の衰退を防止しているところです。近年では登山者のトイレの問題が顕在化し、持ち運べる簡易トイレの普及や、協力金徴収の社会実験が開始されています。

また 2013(H25)年頃から発生したカシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害は、現在も拡大傾向にありミズナラ林の生態系と景観に影響を与えています。

さらに近年ニホンジカの侵入が確認されるようになったため、植生の食害状況や生息密 度等のモニタリング調査の実施や対策の検討が必要です。

※1 1936(S11)年の指定当時は「大山国立公園」

◆ 鳥取県の自然公園

名称所在地		面積(ha)		指定 年月	備考
		全体	県内		
山陰海岸国立公園	鳥取市、岩美町	8,783	1,516	S38.7 (1963)	全体面積は兵庫県、京 都府を含む
大山隠岐国立公園	倉吉市、三朝町、琴浦町、 大山町、伯耆町、江府町、 日野町	35,353	15,783	S11.2 (1936)	全体面積は島根県、岡 山県を含む
氷ノ山後山那岐山 国定公園	鳥取市、八頭町、若桜町、 智頭町、三朝町、岩美町	48,803	8,579	S44.4 (1969)	全体面積は兵庫県、岡 山県を含む
比婆道後帝釈 国定公園	日南町	8,416	1,437	S38.7 (1963)	全体面積は島根県、広 島県を含む
西因幡県立自然公園	鳥取市	2,155	2,155	S59.5 (1984)	
三朝東郷湖 県立自然公園	倉吉市、三朝町、湯梨浜 町	14,768	14,768	S29.4 (1954)	
奥日野県立自然公園	日野町、日南町	4,823	4,823	S39.5 (1964)	

■ 奥山地域の課題

- ・自然公園等の利用者への意識啓発(トイレ等対策)
- ・自然環境保全地域等の保全活動(モニタリング、順応的管理の仕組みづくり)
- ・東部を中心としたニホンジカの食害に対する適正な鳥獣管理
- ・放置、手入れ不足の人工林の活性化(林業生産活動サイクルの活性化)
- ・山岳景観や奥山景観の保全
- ・「マツ枯れ」や「ナラ枯れ」の被害拡大防止

(2) 里地里山地域

里地里山は、田畑などの農耕地を中心に、二次林(雑木林)、針葉樹・広葉樹人工林、草地など人為的な影響を強く受けて維持されてきた環境で構成される地域をいいます。

伝統的な農村では、水田をはじめとした農地のほか雑木林、社叢林・屋敷林、石垣、ため池や用水路といった人の手により構築された多様な環境が組み合わさり、これらは相互に有機的なつながりをもっています。結果、多様な生物が生息・生育できる生態系が成立し、私たちはこれらを利用してきました。

しかしながら、全国的に言われている高齢化や人口減少により、農業をはじめとする地域環境を維持する担い手の不足など、里地里山への人の働きかけが減少しています。人の手入れが不足すると里地里山では遷移が進み、低木等が農地に侵入して荒廃し、野生動物の生息域との境界線が曖昧になり獣害が拡大したり、ため池や水路、人工林の維持管理不足から災害リスクが増大することなどが懸念されています。

また里山を構成する二次林(雑木林)では、マツ枯れやナラ枯れにより高木層が枯れたり、人が肥料や燃料等として落ち葉掻き等をしなくなった影響で土壌が発達し、植生が変化してきています。

一方でモウソウチク林は、利用されなくなり放置された結果、周囲の原野や耕作放棄地、 高木層の無い新規造林地等に拡大する傾向にあり、適切な管理が求められています。

❖ 重要里地里山

鳥取県では現在でも居住地の多くが里地里山であり、県内の 11 地域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」に選定されています。

No	市町村	名称	基準1	基準 2	基準3
1	鳥取市(佐治町)	三原台	0	0	_
2	米子市、境港市	中海周辺	0	0	0
3	八頭郡若桜町	広留野	0	0	0
4	東伯郡三朝町	若杉山	0	0	_
5	西伯郡南部町	南部町の里地里山	0	0	0
6	日野郡日南町	福万来	0	0	_
7	日野郡日南町	神戸上 (花見山 ブナ林・低木林 ハンノキ林)	0	0	_
8	日野郡日南町	福栄	0	0	_
9	日野郡日南町	多里・新屋	0	0	_
10	日野郡日南町	船通山	0	0	_
11	日野郡江府町	大山鏡ヶ成	0	0	_

表 4 鳥取県内の重要里地里山

基準1:多様で優れた二次的自然環境を有する

基準2:里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する

基準3:生態系ネットワークの形成に寄与する

出典:「生物多様性保全上重要な里地里山」(2015(H27)年選定)環境省 より作成 http://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html

◆ 自然環境保全地域

県内の貴重な自然環境を県民の財産・地域の財産として保全し、広く県民が自然環境の 恵みを受け取るとともに将来の県民に継承できるよう、国立公園や国定公園と重複しない 保全すべき地域を条例に基づいて指定し、自然環境を損なう恐れのある行為を制限してい ます。

表 5 鳥取県自然環境保全地域

		正	面積の内部	र (ha))		
地域名	所在地	普通地区	特別地区	野生動 植物保 護地区	計	指定理由	指定 年月日
すがの 菅野	鳥取市 国府町	2.0	18.5	(2.6)	20.5	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷 河期の花粉等を有する泥炭層	S52. 4. 8 (1977)
かとり 香取	鳥取市	4.0	3.9		7.9	シイノキ林を主としたヤブツバキク ラス域の常緑広葉樹林	S52. 4. 8 (1977)
_{まつがみ} 松上	鳥取市	-	5.2		5.2	シイノキ林を主としたヤブツバキク ラス域の常緑広葉樹林	S52. 4. 8 (1977)
を始	鳥取市 佐治町	24.0	18.8		42.8	穿入蛇行地形、V 字形峡谷、緑色千 枚岩を原石とする佐治石分布	S59. 9.25 (1984)
せんぞくさん 洗足山	鳥取市 用瀬町	9.45	13.55	l	23.0	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	S62.11. 4 (1987)
北村権現	鳥取市 河原町	1.20	1.80	_	3.00	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優占種とする 特異な群落	S63.12.20 (1988)
けたかとの 気高殿	鳥取市 気高町	8.6	0.1	-	8.7	バイカモ等の水草の自生する湧水池 とその水源域のタブノキ、スダジイ 等の常緑広葉樹林	H3. 9.13 (1991)
しかのこうち鹿野河内	鳥取市 鹿野町	_	1.20	_	1.20	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、 カゴノキ等の巨木を有する原生的照 葉樹林	H10.11.24 (1998)
からかわ唐川	岩美町	_	19.4	(2.1)	19.4	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、溶岩台地、花粉・植物化石を有する泥炭層	S53. 5.12 (1978)
*****C 牧谷	岩美町	1.2	0.3		1.5	カキツバタ等の湿原植物、多種類の 湿性植物、トンボ類を中心とした昆 虫類、鳥類等が生息・生育する潟湖	H15.10.24 (2003)
っが 笏賀	三朝町	_	3.2	_	3.2	シイノキ、ウラジロガシ等の常緑広 葉樹林とヒノキ、ホンシャクナゲ群落	S52. 7.29 (1977)
原池	湯梨浜町	0.4	1.8	_	2.2	多種類の湿性植物、トンボ類を中心 とした昆虫類、魚類、鳥類等が生息・ 生育する潟湖	H13.10.12 (2001)
ばば馬場	南部町	_	3.7	_	3.7	シイノキ林を主としたヤブツバキク ラス域の常緑広葉樹林	S52. 7.29 (1977)
きんかざん 金華山	南部町	_	6.1	_	6.1	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫 岩の孤立状の山体	S55.12.23 (1980)
かどのかみ神戸上	日南町	0.7	4.6		5.3	ハンノキを主とする規模の大きな沼 沢林(落葉広葉樹林)	H13.10.12 (2001)
合	計	51.55	102.15	(4.70)	153.70		

■ 里地里山地域の課題

- ・大規模ソーラー発電などによる遊休農地や未利用地の開発における配慮
- ・農業の担い手不足の中での耕作放棄地の再生
- ・ため池や水路の健全化と生態系の保全の両立
- ・放置、手入れ不足の人工林の活性化(持続可能な林業生産活動サイクルの活性化)
- ・外来生物の侵入、定着への対策
- ・ニホンジカ、イノシシなどの獣害に対する適正な鳥獣管理
- ・モウソウチク林の拡大防止対策
- ・「マツ枯れ」や「ナラ枯れ」の被害拡大防止
- ・自然環境保全地域等の保全活動(モニタリング、順応的管理の仕組みづくり)
- ・指定地域外での生息環境への配慮
- ・里地里山景観の保全
- ・地域の自然資源を活用した工芸品等の伝統産業の保存
- ・里地里山に根付いた伝統的文化、風習の保存

(3) まちなか・都市地域

人口が密集する都市地域では、公園や緑地、 街路樹、社寺林などが生物の重要な生息・生育 環境となっています。

鳥取県の DID 地区(人口集中地区)の面積は約48km2で、県内の4市(鳥取市・倉吉市・米子市・境港市)のそれぞれ一部が DID 地区となっています。

都市地域の緑地や水辺は一般に空間が小さく自然の改変が進んでおり、適応する生物が限られるため多様性は必ずしも高くはありませ



鳥取市吉方中央緑地

んが、まちに潤いを与え、私たちがふれあうことのできる身近な自然です。また、都市の 緑地は夏期の熱環境の改善や、火災延焼の抑制、災害時の避難場所としても重要な機能を 持っています。

これら都市の緑や水辺を保全または創出し、小規模であっても連続性を持たせることで 生態系ネットワークが形成されます。

また、都市地域では人間活動により外来生物が定着しやすいことから、都市緑化や法面緑化に用いる植物や、ペットや観賞用に購入した動植物の放棄などに留意する必要があります。

❖ 3都市の城跡公園

鳥取県では都市地域にも田畑や水路、社寺林など里地里山の要素が残されています。また、鳥取・倉吉・米子の3市には共通して中心市街地の近くにまとまった緑があり、鳥取市の久松山(鳥取城跡)、倉吉市の打吹山(打吹城跡)、米子市の湊山(米子城跡)にはいずれも、すぐれた照葉樹の自然林が残されています。これらはまちのシンボルであるとともに、公園として利用され市民の身近な自然とのふれあいの場となっています。

〇久松山(鳥取市)

鳥取市街背後に位置し、標高 263 m。裾部には鳥取県庁や県立博物館、学校などがあり、 付近の鳥取東照宮(旧 樗谿神社)の社叢林とともに、市街地の自然林として重要です。

〇打吹山(倉吉市)

倉吉市街地の南端に位置し、標高 204m。裾部には倉吉市役所、市立博物館などの文教施設があり、倉吉市のシンボル的な存在です。

〇湊山(米子市)

米子市街地の西端部、中海に面して位置し、標高 90 m。付近の粟嶋神社社叢林と共に、 中海に面した自然林として特徴的です。







久松山

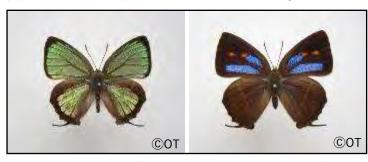
打吹山

湊山

<久松(キュウショウ)山付近で発見されたシジミチョウ>

シジミチョウ科のヒサマツミドリシジミは、1933(S8)年7月久松山で採取された個体が新種として記載されました。「ヒサマツ」の名は「久松」の訓読みが由来です。

同じくシジミチョウ科のキマラダルリツバメは、1904(M37)年に国内で3番目に鳥取市樗谿で採集され、1934(S9)年に鳥取市東町長田神社、栗谷町興禅寺、上町樗谿公園が国指定の天然記念物生息地に指定されました。



ヒサマツミドリシジミ ♂

ヒサマツミドリシジミ ♀



キマダラルリツバメ (国指定天然記念物)

■ まちなか・都市地域の課題

- ・都市の生態系保全、ヒートアイランド対策としての緑のネットワークの充実・維持
- ・城址公園や社寺林、水路など身近な自然の生態系保全
- ・ペットや観賞用植物の放棄対策、緑化植物の適正な使用(外来種対策)
- ・外来種の定着に関するモニタリング、駆除活動の推進

(4) 河川・湖沼・湿地

<河川>

鳥取県には千代川・天神川・日野川・斐伊川の4つの一級河川と、42の二級河川、37の準用河川があります。かつて人々は、主要な河川流域を生活経済圏とし、河川を移動経路や漁場などに利用してきました。現在でも県内の3都市の経済圏はそれぞれ3つの流域により成り立っています。



天神川

河川の生態系は、水辺から陸地までの狭い範

囲の中で様々に環境が移りかわるエコトーン(移行帯)が存在し、水生生物の生息・生育の場として重要であるほか、護岸の保護、有機質や栄養塩の分解・吸収などの働きも持ち合わせています。また河川敷は氾濫や河川の維持管理により撹乱が継続して発生し、灌木の侵入が防がれることで植生の遷移が抑制されるため、草地環境に適応した生物の生育・生息の場としての生態系的特徴があります。

現在の河川は、多くの河川施設によって維持されており、改修(落差工)や上流域の砂 防堰堤、ダムの設置などにより、魚類などの遡上が阻害されることがあり、生態系ネット ワークの分断が課題となっています。

■ 河川の課題

- ・河川事業における配慮(流域、水系ネットワーク単位での生態系の保全)
- ・河川工事における配慮(緩勾配護岸など横断的なネットワークの確保、エコトーン (移行帯)の保全)
- ・河川工事における配慮(魚道設置など縦断的なネットワークの確保)
- ・希少動植物等の保全(モニタリング、生態系基盤の順応的管理)
- ・外来種の定着に関するモニタリング、駆除活動の推進
- ・カワウによる漁業被害対策、河川環境の改善
- ・水生生物等の生息環境の保全(水質モニタリング・水質浄化)
- ・Eco-DRR(生態系を活用した防災減災)の取り組み
- ・自然とのふれあいや、伝統的文化、風習など自然との関わりの促進と環境保全活動

<湖沼>

鳥取県には、湖山池・多鯰ヶ池・東郷池・中海などの湖沼があります。とくに湖山池・ 東郷池・中海は広い面積をもつ湖沼で、いずれも海に近く汽水の湖沼です。湖沼は昔から 住民が水に親しむ場であるとともに、様々な恵みを与えてくれる私たちの生活にとって重 要な生態系です。冬にはさまざまな水鳥が飛来し、四季を通じて多種多様な野鳥が確認さ れます。

湖岸は河川と同様、水辺にエコトーン(移行帯)が形成され、生態系の基盤として重要 ですが、護岸整備や堤防の設置などにより、縮小したり分断されたりしやすい場でもあり ます。

❖ 湖山池

湖山砂丘の発達によって形成 された潟湖で、古くから農業と 漁業など生活に密着し、利用さ れてきました。湖山池では流出 河川の湖山川への水門設置や千 代川の河口付替工事など、周辺 を含めた環境が変化しています。 また、2012(H24)年以降は水門の



湖山池

開度を上げ、汽水湖再生の取り組みを進めています(塩分濃度は海水の 1/10 ~ 1/4 程度)。 近年の生物相は、鳥類についてはマガモ、ホシハジロ、キンクロハジロなどのカモ類や オオバンなどの越冬する姿を見ることができます。魚類については、汽水・海産性のスズ

キ、マハゼ、コノシロなど、回遊性のウキゴリ、ヌマチチブなど、淡水性のギンブナ、ウ グイなどが見られますが、近年の塩分環境下では淡水種が激減しています。昆虫ではウチ ワヤンマ、アオモンイトトンボ、コフキトンボなどが見られます。水生植物は 2000(H12) 年頃から多様性が減少したことが指摘されており、特に 2013(H25)年以降では、湖岸や流 入水路等で抽水植物のヨシ、マコモなどが見られるのみで、淡水性の沈水植物や浮葉・浮 遊植物についてはほとんど確認されていません。また、底生生物では塩分濃度が高くなっ た 2012(H24)年以降、鳥取県特定希少野生動植物に指定されているカラスガイの生息は確 認されていません。

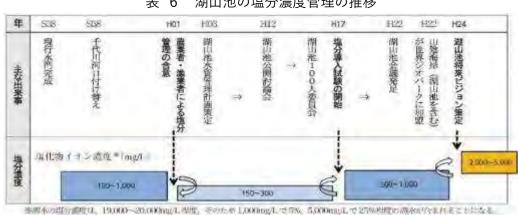


表 6 湖山池の塩分濃度管理の推移

出典:「湖山池将来ビジョン」(2012(H24)年1月) 鳥取県・鳥取市

❖ 多鯰ケ池

鳥取砂丘の南側に面する、中国地方で最深 (水深約 17m)の天然湖沼です。2001(H13) 年にミナミアカヒレタビラ、ヤリタナゴ、カラ スガイ、ヒメイバラモの生息地として環境省重 要湿地 500 に選定されています。

近年の生物相は、魚類についてはゴクラクハゼ、ヌマチチブ、フナ類などが見られますが、 特定外来生物のオオクチバス、ブルーギルが生息し、電気ショッカーボートなどにより駆除を



多鯰ヶ池

行っています。水生植物については、マツモ、クロモ、タチモ、ホソバミズヒキモ、ヒシ、イトシャジクモなどの生育が確認されていますが、沿岸の浅場を中心に重点対策外来種のスイレン、ハゴロモモが広範囲に繁茂しています。

❖ 東郷池

周囲 12km の潟湖で、三朝東郷湖県立自然公園内にあり、湖内から温泉が湧く全国でも珍しい湖沼です(塩分濃度は海水の 1/5 以下程度)。

近年の生物相は、鳥類についてはカルガモ、ミサゴ、セキレイの仲間は通年で見られ、冬には天然記念物のヒシクイ、マガンの他、キンクロハジロ、オオバン、ミコアイサなどの多くの渡り鳥が観察され、鳥獣保護区に指定されています。魚類についてはフナ類、ウナギ、シラウ



東郷池

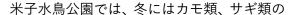
オ、スズキなどが見られますが、特定外来生物のオオクチバス、ブルーギルが確認されています。水生植物についてはクロモ、セキショウモ、イバラモ、エビモ、オオササエビモ、マツモ、ホザキノフサモなどが見られますが、重点対策外来種のオオカナダモ、コカナダモが見られ、周辺水路ではミズオオバコ(絶滅危惧 II 類)が確認されています。東郷池では、2000(H12)年以降において多様性が減少したことが指摘されるほか、周辺水路において特定外来生物のオオフサモの定着が確認されています。

※東郷池は環境省モニタリングサイト 1000 陸水調査(湖沼・湿原)の調査サイトとなっています。

❖ 中海

鳥取県と島根県にまたがる国内で5番目の 面積を誇る汽水域(塩分濃度は海水の1/2程度) であり、2005(H17)年には「ラムサール条約湿 地」に登録されました。

中海周辺は山陰地方でも有数の野鳥の生息地で、国指定の鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、国内で確認される野鳥の約4割が確認されています。





中海(米子水鳥公園付近)

ほか、マガン、ヒシクイなど国の天然記念物が飛来するほか、夏には、カイツブリ、カルガモ、バン、オオヨシキリなどの繁殖も見られます。また、IUCN *1 の国際的絶滅危惧種であるクロツラヘラサギ(EN^{*2})や、日本で生息数が非常に少ないヘラサギも例年飛来します。2019(R1)年度にはハクガン(環境省レッドリスト: CR^{*2})も確認されました。

中海に生息する昆虫類ではウスバカマキリ、ムスジイトトンボ、アオモンイトトンボ等が確認されており魚類についてはマハゼ、ボラ、スズキ、コイ、フナ等多くの種が生息し、 貝類もサルボウガイ、ヤマトシジミ、ホトトギスガイ等が生息しています。植物ではリュウノヒゲモ、チャボイ、ヒトモトススキ、ウラギク、オオクグなど汽水の湿地に特徴的な種が見られます。

※1 IUCN:国際自然保護連合 ※2. EN:絶滅危惧(危機的) ※3. CR:環境省絶滅危惧 I A(野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

<湿地>

鳥取県は、その垂直的な地形から広大な湿原はありませんが、唐川湿原・菅野湿原・鏡 ケ成湿原など希少な動植物の生息地となっている湿原が複数地域に残されています。

市町村	名称	市町村	名称
岩美郡岩美町	牧谷湿原	日野郡江府町	瓜菜沢湿原
岩美郡岩美町	唐川湿原	日野郡日野町	滝山公園湿原
鳥取市	鳥取湿原	日野郡日野町	福栄湿原
鳥取市	菅野湿原	日野郡日南町	呼子湿原
東伯郡三朝町	大谷湿原	日野郡日南町	印賀湿原
東伯郡三朝町	俵原湿原	日野郡日南町	岩樋山湿原
東伯郡三朝町	中津北尾根湿原	日野郡日南町	道後山湿原
米子市	福万湿原	日野郡日南町	神戸上ハンノキ沼沢林
日野郡江府町	鏡ヶ成湿原		-

表 7 鳥取県内の主な湿原

出典:本池祐貴・日置佳之:植物相から見た鳥取県の湿原の評価とその成立・維持機構(投稿中)







カキツバタ(菅野湿原)

環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(略称「重要湿地」)」には県内の7 地域が選定されています。

表 8 鳥取県内の重要湿地

No	市町村	名称	基準1	基準 2	基準3	基準4
1	岩美郡岩美町	岩美地先沿岸	0	_	0	_
2	岩美郡岩美町	唐川湿原	0	_	_	_
3	岩美郡岩美町	牧谷湿原	-	0	_	-
4	鳥取市	菅野湿原	0	-	_	_
5	鳥取市	多鯰ヶ池	_	0	_	_
6	日野郡日南町	神戸ノ上湿地	_	0	_	_
7	境港市、米子市 ※島根県含む	中海	0	0	_	0

基準1:湿原等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している

基準2:希少種、固有種等が生育・生息している

基準3:多様な生物相を有している

基準4:特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する

出典:「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(2001(H13)年選定・2015(H27)年再選定) 環境省 より作成 (http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html)

■ 湖沼・湿地の課題

- ・エコトーン(移行帯)を保全した施設整備
- ・希少動植物等の保全(モニタリング、生態系基盤の順応的管理)
- ・外来種の定着に関するモニタリング、駆除活動の推進
- ・下水や農薬、肥料などによる水質悪化に対するモニタリング及び浄化対策
- ・汽水域の生態系保全
- ・大規模ソーラー発電など沿岸開発における配慮
- ・湿地やため池など脆弱な環境での開発行為
- ・Eco-DRR(生態系を活用した防災減災)の取り組み
- ・自然とのふれあいや、伝統的文化、風習など自然との関わりの促進と環境保全活動
- ・ラムサール条約湿地の保全と活用

(5)沿岸地域

東西に約 110km の海岸線を持つ鳥取の沿岸地域は、河口を中心とした平野部の海浜砂丘などの砂質海岸が大部分を占めますが、一部に小規模な岩石海岸などが分布し、それぞれに対称的な景観を作り出しています。

自然海岸や藻場等の浅海域には、魚類や底生生物など多様な動植物が生息・生育しており、水質浄化にも重要な機能を果たしています。

しかし全国の各地で海岸の浸食が進んでおり、その速度が増しています。鳥取県の海岸線も汀線(砂浜)の後退が著しく、その背景として、陸域から海域への土砂供給の減少、陸から海に突き出た構造物による沿岸流の変化など、様々な要因が複合的に作用し、海岸部における土砂収支のバランスが変化したことが指摘されています。

砂質海岸にはクロマツの防風林・飛砂防止林が整備されていますが、マツノザイセンチュウによるマツ枯れや豪雪被害などにより、衰退している箇所も少なくありません。被害を受けた防風林等は公共事業による新植や、ボランティアによる苗木の植栽、育成活動なども行われています。

❖ 鳥取砂丘

鳥取砂丘は、鳥取県東部の千代川河口の両岸に東西 16 kmにわたって広がる海浜砂丘です。一般には千代川右岸側の天然記念物指定を受けている広い砂丘地を指して「鳥取砂丘」と呼んでいて、その核心地域は山陰海岸国立公園の特別保護地区に指定されています。また「ユネスコ世界ジオパークネットワーク」に認定された、「山陰海岸ジオパーク」エリアにも含まれ、ここでは海浜砂丘に特徴的な動植物がみられます。



鳥取砂丘

動物で注目されるのは、絶滅危惧種が多く含まれる海浜性の昆虫類・クモ類で、なかでもカワラハンミョウ(環境省レッドリストで絶滅危惧 IB 類)やエリザハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ(同・準絶滅危惧)、イソコモリグモ(同・絶滅危惧 II 類)、ニッポンハナダカバチ(同・絶滅危惧 II 類)は鳥取砂丘を象徴する種です。砂地にはハマベウスバカゲロウとクロコウスバカゲロウの 2 種の幼虫(アリジゴク)がつくるスリバチ状の巣穴も数多く見られます。また砂丘を囲む樹林はシジミチョウ科のキマダラルリツバメの生息地にもなっており、キマダラルリツバメは鳥取市東町周辺の生息地が国の天然記念物に指定されています。砂丘の植物としては、コウボウムギやケカモノハシ、ハマヒルガオ、イソスミレ(同・絶滅危惧 II 類)などが生育しています。

鳥取砂丘は鳥取県の代表的な観光地でもあり、ここ数年の観光入込み客数に大きな変動はないものの、ジオパーク認定やインバウンド誘致、GPS を利用したゲームの誘致などに

より、将来的に観光客が増加することも考えられます。広く一般の利用を確保しながらも、 鳥取砂丘を象徴する動植物に配慮した利用を検討する必要があり、市民団体、学識経験者、 環境省や鳥取市、鳥取県で構成する鳥取砂丘未来会議等で検討が進められています。

<日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例>

2009(H21)年度に、鳥取砂丘をみんなで守り利用し、未来に引き継いでいくため、鳥取砂丘の保全と再生に向けた取り組みや利用者が守るべきルールが定められました。

- 条例で禁止されていること -

落書き、ゴルフボールの打ち放し、ロケット花火発射、ゴミのポイ捨て、砂丘海浜での遊泳など

<鳥取砂丘ボランティア除草の取り組み>

砂丘に本来生育していない外来植物が繁茂し、砂の移動が減少して美しい風紋や砂簾が見られなくなるといった砂丘の草原化が問題となりました。2004(H16)年度からボランティアによる除草活動が開始され、企業や団体が一定の区画を担当するアダプトプログラムを導入した取り組みも始まっています。



鳥取砂丘除草ボランティア

<山陰海岸ジオパーク>

山陰海岸ジオパークは、2010(H22)年に世界ジオパークネットワークへの加盟が認定されました。京都府(京丹後市)、兵庫県(豊岡市・香美町・新温泉町)、鳥取県(岩美町・鳥取市)にまたがる広大なエリアを有しており、山陰海岸国立公園を中心に、東西約 120km、面積は2458.44km²で、東京都よりひとまわり大きい広さになります。



このエリアの最大の特徴は、約 2,500 万年前にさかのぼる日本海形成に関わる火成岩類や地層、日本海の海面変動や地殻変動によって形成されたリアス海岸や砂丘をはじめとする多彩な海岸地形など、貴重な地形・地質遺産を数多く観察できることです。また当地は、古くから人々の生活の場となっていて、多彩な自然を背景とした人々の文化・歴史を学ぶこともできます。

このような特徴を活かし、近年では地域のジオツーリズムを通じた自然遺産の保全と 地域活性化につながる活動を展開しています。

(参考) 山陰海岸ジオパーク HP http://sanin-geo.jp/

■ 沿岸地域の課題

- ・残存する干潟や藻場、磯場の保全
- ・浸食が進む海浜海岸の保全(土砂供給量の管理)
- ・砂丘生態系の保全(植生遷移・生息環境)、特に鳥取砂丘以外の海浜砂丘の保全
- ・沿岸景観の保全
- ・利用者への意識啓発(マナー対策)
- ・自然とのふれあいや、伝統的文化、風習など自然との関わりの促進と環境保全活動

3. 生物の現状と課題

(1) 野生動植物の多様性

鳥取県には地形や標高、人間の関わり方などによって多様な生態系が成立し、そこに多種多様な野生生物が生息・生育し、「種の多様性」を豊かにしています。

鳥取県が南限や西限など分布の限界となっている種や、地域的な遺伝変化が起こる境目となっているものもあります。また、新種の記載(報告)の際に基準とする標本が鳥取県で採集された例も多くあります。

しかし、野生生物のなかには、開発や里地里山の手入れ不足により生息・生育環境が減少したり、乱獲などにより数を減らし、絶滅の危機に瀕している種もあります。

1 哺乳類

鳥取県には、大型のツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシをはじめ、ヤマネ、ニホンモモンガ、ニホンリス、ミズラモグラ、ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイタチ、ホンドテン、コウモリの仲間等の哺乳類が生息し、7目17科44種が確認されています。このうち鳥取県のレッドリストには25種を掲載しています。



ヤマネ

大山や氷ノ山などの森林に生息する日本固

有種(日本にしかいない種)のヤマネ、ニホンモモンガ、ニホンリス、ミズラモグラなどは、鳥取県内では生息域が限られています。

また、ほ乳類を中心に近年進んだ遺伝子解析技術により、ニホンジカやニホンザルなどについて種内の遺伝的分化が中国山地で起きていることが明らかにされてきています。

2 鳥類

日本の野鳥の半数以上にあたる約 360 種が鳥取県内で確認されています。山地では、イヌワシ、クマタカなどの猛禽類、落葉広葉樹林帯にはゴジュウカラ、コルリ、山地の渓流にはオオルリ、ヤマセミなどが、山頂付近の低木林、草地にはクロジ、カッコウ等が生息しています。中腹から低地の樹林帯にはメジロ、エナガなどが留鳥、キビタキ、アオバズク、サンコウチョウ等が夏鳥として見られます。また水辺には、マガモ、オシドリなどのカモ類が主に冬鳥として見られるほか、コハクチョウ、オオハクチョウ、オジロワシ、オオワシなどが日本におけるほぼ南限の渡来越冬地として飛来します。

約360種のうち、県レッドリストには75種を掲載していますが、この中で、樹洞を利用するオシドリやブッポウソウ、フクロウ科等については、大木の存在する自然林が必要であるため、生息環境が整わず減少しているものと考えられます。ブッポウソウについては

県が条例で特定希少野生動物に指定し、巣箱設置などに補助を行い減少に一応の歯止めが かかっています。

水田を採餌場として利用しているコハクチョウやマガンは、里地里山の人口が減って環境が変化する中で水田が減少し、その生息に影響を受けていると考えられます。また、湖沼や河川の改修等でヨシ原等が減少し、これを利用するヨシゴイ等が減少していると考え

られます。県内最大のコハクチョウのねぐらであった米子水鳥公園では、2004(H16)年頃から島根県安来市内の水田が冬季湛水を始めて以降、徐々にコハクチョウがねぐらを安来市内に移すようになり飛来数が減少、2019(R1)年には南部町を採食地とする群れが主にねぐらとして利用するようになりました。

また近年では県内全域にコウノトリが飛来 しており、2019(R1)年には県東部で繁殖が成功しています。



コハクチョウ

③ 両生類・爬虫類

両生類は 8 科 20 種を確認しており、県レッドリストには 10 種を掲載しています。天神川水系と日野川水系を中心に生息するオオサンショウウオは国の特別天然記念物で、ワシントン条約により国際取引が制限される、国際的にも希少性が認識されている種です。また、低地のサンインサンショウウオや山地に分布するヒバサンショウウオ、山地の流水域にみられるヒダサンショウウオ、チュウゴクブチサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ナガレタゴガエルなども、それぞれ絶滅の危機に瀕しています。

爬虫類は 11 科 21 種が確認されており、県レッドリストには 5 種(アカウミガメ、ニホンイシガメ、ニホンスッポン、タカチホヘビ、シロマダラ)を掲載しています。このうちアカウミガメについては漁業での混獲に注意するとともに、産卵のための砂場の確保が必要です。ニホンイシガメについてはクサガメとの交雑による遺伝子撹乱や、河川整備により生息場所や産卵場所への移動が困難になることがあるため、配慮が必要です。



オオサンショウウオ

4 淡水魚類

県内で記録のある在来の淡水魚は 37 科 95 種で、県レッドリストには 18 種を掲載しています。それぞれ河川改修等による餌場や産卵場所の減少や、水質汚濁など環境の変化に影

響を受けているものが多いと考えられます。

また、オオクチバス(通称ブラックバス)やブルーギルなどの外来種による、在来種の捕食や生息範囲の競合等も大きな圧力になっていると考えられます。ミナミアカヒレタビラなどの在来タナゴ類は、外来種タイリクバラタナゴとの競合に加え、産卵床となる淡水二枚貝の減少により絶滅の危機に瀕しています。

ヤマメ、メダカ類などは、河川への放流が地域個体群の遺伝子の多様性に影響を与えています。



ニッコウイワナ

⑤ 昆虫類

鳥取県の昆虫相は、大山に限ってみても 1,000 種を超す種が生息しているといわれています。鳥取県域の特徴としては、日本海沖を流れる対馬海流(暖流)により冬季でも極度の低温にさらされることがないため南方系のモンキアゲハやナガサキアゲハが見られる一方で、北方系のミヤマカラスアゲハやウスバシロチョウ、ヒメシジミなどを比較的低標高地でみることができます。また、日本では中国山地にしかみられないヒロオビミドリシジミやウスイロヒョウモンモドキの生息が特徴的ですが、ウスイロヒョウモンモドキの生息地は採草地の衰退で県内で 1 箇所のみとなっています。

大山は以前から昆虫類(とくにチョウ類)の 採集地として知られていて、多くの昆虫研究者 が訪れました。その結果、大山で採集した個体 から多くの新種の記載(報告)がなされていま す。ダイセンの名をつけている昆虫には、ダイ センオサムシやダイセンササキリモドキなど が挙げられます。

県レッドリストには 137 種の掲載があり、チョウが 39 種、トンボは 24 種となっています。



ダイセンオサムシ

⑥ クモガタ類・多足類・陸生甲殻類

鳥取県での既知生息種数はクモ目 44 科 442 種、ザトウムシ目 6 科 25 種、カニムシ目 4 科 12 種ダニ目 57 科 159 種、ヤスデ綱 7 目 15 科 31 種、陸生等脚目 9 科 14 種で、県レッドリストにはクモ目 4 種、ザトウムシ目 11 種、ダニ目 2 種、ヤスデ綱 2 種、陸生等脚目 4 種を掲載しています。

クモガタ類にもダイセンの名が付くダイセンヤチグモ、ダイセンニセタテヅメザトウム シなどの種が確認されています。ザトウムシ類は移動性が乏しく外部形態や染色体数など に地理的変化が観察されやすく、鳥取県のレッドリストでは 8 種が形質等何らかの顕著な 地理的変化を伴うとして「その他保護上重要な生物」となっています。

⑦ 陸産・淡水産貝類

鳥取県での既知生息種数は 171 種で、県レッドリストには陸生貝類 24 種、淡水産貝類 20 種を掲載しています。陸生貝類の選定種は生息域が局限されている種がほとんどで、採集圧が心配されます。淡水産貝類は圃場整備や改修工事、水路の管理がされなくなるなどにより生息環境が悪化しています。湖山池のカラスガイは汽水化により湖内での生息が困難になっており、保護の方法を模索しているところです。

8 その他無脊椎動物

調査が進んでいない種ですが、県レッドリストには淡水産プラナリア(扁形動物)1種と 淡水産カイメン類2種、ナメクジウオ類1種を掲載しています。

9 菌類

全世界で約 10 万種が報告されていますが、これは全菌類の 7%程度であると推定されています。鳥取では大学や専門機関でキノコ類や植物寄生菌のサビ類が調査研究されてきましたが、その他の菌類相については未解明です。レッドデータブックとっとり改訂版では、県内 2機関の標本 12,000 点から得られる情報に基づきレッドリストを作成し、担子菌門および子嚢菌門から 9 種を掲載しています。

現状としてはマツ枯れやナラ枯れによる生育環境の減少や、ブナ林に依存し生息地域が狭い範囲のもの、人間の生活様式の変化による生息環境の減少等による種の多様性への影響が懸念されます。

10 地衣類

地衣類とは藻類との共生で特殊な栄養摂取様式を取っている菌類のことで、「地衣体」と呼ばれる構造を作り生活しています。県レッドリストには7種を掲載しています。

地衣類は一般に、大気汚染などの環境の変化に敏感であることが知られています。

11) 車軸藻類

車軸藻類は淡水から汽水にかけて生育する大型藻類であり、日本では約80分類群の生育が報告されています。県レッドリストには9種を掲載しています。

車軸藻類は水田の休耕やため池の埋め立て、湖沼の護岸工事や富栄養化により消滅する 可能性があります。

(12) コケ植物

世界で約 18,000 種日本では約 1,700 種が知られており、セン類、タイ類、ツノゴケ類に分けられます。県レッドリストには 18 種を掲載しています。

コケ植物は、気温や湿度、水分、日照条件のわずかな違いによって多様な種が適応し生育しているため、森林の湿潤環境や湿地等の保全が重要となります。

13 維管束植物

維管束植物はシダ植物と種子植物を含むもので、地形や標高、人間の関わり方などによって多種多様に分化し、鳥取県内では 2,000 種以上が確実視されています。

県内の植物は、日本海型気候に特徴づけられる植物相がその西端であることから南限や西限など水平的な分布の限界となっているものがあります。また、東北以北に分布域を持つ種が大山や氷ノ山などに隔離分布する氷河遺存種*1も多くみられます。



77 年ぶりに再確認された ダイセンアシボソスゲ

県レッドリストでは 404 種を選定しており、開発や里地里山の環境の縮小や変化に影響を受けているものもありますが、ラン科の植物など盗掘による減少が顕著なものもあります。

※1 氷河遺存種:氷河時代の寒冷気候のもとでは広く分布していた種が、その後の温暖化によって多くは北へ移動し、一部が高山地帯に残ったもの。高山植物に多く見られ、鳥取県ではゴゼンタチバナやノウゴウイチゴなどがみられる。

<鳥取県の生物地理学的特異性>

鳥取県では、多くの動植物で種が地理的に分化する、いわゆる分布境界線が確認されています。移動力の低いザトウムシ類やカワトンボ類、無翅のバッタなどでは、鳥取県内で東西方向に外部形態や染色体などに地理的変異を示すことが明らかにされています。これは南北方向に流れる千代川や鳥取市鹿野町を流れる河内川、および日野川がこれらの種の東西方向の遺伝子の交流を妨げ、違いを生む要因として働いたものと考えられています。

『動物』

- ・ニホンジカやニホンザルのミトコンドリア DNA の東日本タイプと西日本タイプが 鳥取県付近で分化
- ・アカハライモリ、カジカガエルの外部形態の地理的分化の境界
- ・アサヒナカワトンボやニホンカワトンボの羽色の地理的分化の境界

『植物』

- ・ギョウジャニンニクの日本の分布西端
- ・チシマザサ(通称:スズコ)の日本の分布西端

❖ 鳥取県レッドデータブック

2012(H24)年発行の「レッドデータブックとっとり(改訂版)」では、主な分類群の鳥取県内の既知種数に対する絶滅危惧(I類・Ⅱ類)種数の比率は、哺乳類 14.6%、鳥類 8.3%、は虫類 9.5%、両生類 36.8%、淡水魚類 8.4%、昆虫類 *1 (トンボ目 9.1%、ハンミョウ科 30.0%、チョウ類 13.3%)、陸・淡水貝類 6.4%、シダ植物 15.0%、種子植物 11.9%となっており、哺乳類、両生類、一部の昆虫類、シダ類、種子植物で 1 割を超えています。

※1 昆虫類は鳥取県内の既知種数が把握できない群があるため、昆虫全体の割合は算出できない。

表 9 レッドデータブックとっとりの掲載種数

上段:改訂版 (下段):初版

					エ た		(下段)・彻邡
区分	絶滅	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	その他の 保護上 重要な種	計
哺乳類	4	1	6	9	5	0	25
門力以	(3)	(0)	(4)	(11)	(1)	(0)	(19)
鳥類	2	15	15	40	3	0	75
河 大只	(2)	(9)	(14)	(44)	(9)	(0)	(78)
爬虫類	0	1	0	1	3	0	5
爬虫類	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4)
両生類	0	0	2	5	0	3	10
門土 規	(0)	(0)	(2)	(4)	(2)	(3)	(11)
淡水魚類	0	4	4	8	2	0	18
火小 出規	(0)	(3)	(5)	(7)	(1)	(0)	(16)
日巾粨	7	16	30	43	33	8	137
昆虫類	(5)	(16)	(25)	(44)	(6)	(13)	(109)
7.去.什. 四 <u> </u>	0	0	0	0	4	0	4
陸生甲殻類	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(4)
多足類	0	0	0	0	2	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)
クモガタ類	0	0	2	5	1	9	17
	(0)	(0)	(1)	(5)	(1)	(9)	(16)
陸産・淡水産貝類	0	9	2	22	9	2	44
	(0)	(7)	(1)	(21)	(3)	(2)	(34)
スの地の無表批乱物	0	0	0	1	2	1	4
その他の無脊椎動物	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(3)
動物計	13	46	61	134	64	23	341
	(10)	(35)	(52)	(139)	(33)	(27)	(296)
古拓	0	0	5	4	0	0	9
菌類	_	_	_	_	_	_	_
1114− ¥T	0	1	1	1	4	0	7
地衣類	_	_	_	_	_	_	_
===±+====	0	7	1	0	1	0	9
車軸藻類	_	_	_	_	_	_	_
	0	0	2	5	9	2	18
コケ植物	_	_	_	_	_	_	_
維管束植物	4	14	21	14	0	0	53
(シダ植物)	(5)	(10)	(19)	(10)	(0)	(0)	(44)
維管束植物	8	90	112	118	8	15	351
(種子植物)	(3)	(74)	(97)	(99)	(0)	(13)	(286)
	12	112	142	142	22	17	447
植物・菌類 計	(8)	(84)	(116)	(109)	(0)	(13)	(330)
665=1	25	158	203	276	86	40	788
総計	(18)	(119)	(168)	(248)	(33)	(40)	(626)

【カテゴリ定義】

絶滅	絶滅(EX):鳥取県ではすでに絶滅したと考えられる種 野生絶滅(EW):野生では絶滅し栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱(ぜいじゃく)な種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
その他保護上重要な種(OT)	鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種

出典:「レッドデータブックとっとり(動物編,植物編)」(2002(H14)年), 「レッドデータブックとっとり(改訂版)」(2012(H24)年)ともに鳥取県

島取県希少野生動植物

鳥取県では「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」2002(H14)年に基づき、現在、動物87種、植物200種の計287種を希少野生動植物に指定しています。そのうち特に保護の必要があるものとして41種(動物8種・植物33種)を特定希少野生動植物に指定し、希少野生動植物の捕獲・採取等を禁止、種ごとに保護管理事業計画を定めています。また、保護管理計画に基づいて特定希少野生動植物の保全等の活動を行う民間団体やNPO団体への支援を実施しています。

現在の指定種は 2002(H14)年の鳥取県レッドリストに基づいたものですが、その後新たな知見が得られたり、状況が変化しています。希少野生動植物を適正に保護管理するためには、最新の知見に基づいた指定種の更新が必要です。



クマタカ



ウチョウラン

表 10 鳥取県特定希少野生動植物

科名	種名
〔動物8種〕	
タカ	クマタカ
タカ	イヌワシ
カモメ	コアジサシ
ブッポウソウ	ブッポウソウ
コイ	アカヒレタビラ (ミナミアカヒレタビラ)*1
ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ
タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ
イシガイ	カラスガイ
〔植物 33 種〕	
ヒカゲノカズラ	スギラン
シシラン (イノモトソウ) ^{※2}	タキミシダ
ウラボシ	オオエゾデンダ
ナデシコ	エゾカワラナデシコ
キンポウゲ	オキナグサ
ユキノシタ (ニシキギ)** ²	オオシラヒゲソウ
バラ	ノウゴウイチゴ
バラ	イワガサ
バラ	コキンバイ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
ツツジ	コケモモ

科名	種名
サクラソウ	サクラソウ
イワタバコ	シシンラン
イワタバコ	イワギリソウ
キク	イワギク
キク	ヒゴタイ
イバラモ (トチカガミ) ^{※2}	ヒメイバラモ
ユリ (ヒガンバナ)** ²	ギョウジャニンニク
ユリ	ツバメオモト
ユリ (チシマゼキショウ) ^{※2}	ハナゼキショウ
ユリ	タマガワホトトギス
ラン	ヒナラン
ラン	キエビネ
ラン	ユウシュンラン
ラン	ササバギンラン
ラン	トケンラン
ラン	クマガイソウ
ラン	セッコク
ラン	ノビネチドリ
ラン	サギソウ
ラン	ヨウラクラン
ラン	ウチョウラン
ラン	カヤラン

※1 ミナミアカヒレタビラ 記載 (2007(H19)年)。

※2 植物の科 () 内は PPG(シダ植物)ならびに APG(被子植物)の分類体系による。

❖ 野生動植物の減少要因

野生動植物の種類や個体数の減少要因について、「生物多様性の4つの危機」の具体例とともに分類群ごとに整理します。

【生物多様性の4つの危機】

- ① 開発や乱獲など過剰な人間活動による危機 (第1の危機)
- ② 里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機(第2の危機)
- ③ 外来種など人により持ち込まれたものによる危機(第3の危機)
- ④ 地球温暖化など地球環境の変化による危機(第4の危機)
- ※表内の「対応する生物多様性の危機」欄は、主要な関係について番号①~④で表示

表 11 主な分類群ごとの減少要因

	表 11 土な分類群ことの減少妥因	
分類群	減少要因/対象	対応する生物 多様性の危機
哺乳類	・ブナ林の人工林化や開発により生息地が消失または孤立化。 /ツキノワグマ、ヤマネなど	1
· 用	・樹洞などのある成熟した自然林の開発や荒廃により生息地が消失。 /樹洞性コウモリ、ニホンモモンガ、ムササビなど	1 2
	・山地の人工林化により落葉広葉樹の自然林が減少。 /イヌワシ、クマタカなどの猛禽類	1
	・丘陵地の森林〜草原の農地化、ゴルフ場などの開発により生息地が消失。 /オオタカ、カッコウ、キツツキ類	1
	・中山間地の里地里山の荒廃、樹洞がある大径木の消失により繁殖適地が減少。 /サシバ、ブッポウソウ、オシドリ、フクロウ、スズメ	2
	・水田地帯の圃場整備による乾田化及び市街化の拡大により採餌適地が減少。 /ツバメ、ガン類、ハクチョウ類、サギ類、コウノトリ、シギ・チドリ類	1
鳥類	・浅海〜低湿地などの住宅地等造成により採餌・繁殖適地が減少。 /チュウヒ、シギ・チドリ類、ハクチョウ類	1
	・河川、湖沼のコンクリート護岸等の増加により採餌・繁殖適地が減少。 /ヤマセミ、シギ・チドリ類	1
	・河川、海岸の改修等による砂礫地、砂浜の縮小により採餌・繁殖適地が減少。 /シギ・チドリ類、コアジサシ	1
	・農地、原野等への太陽光発電、風力発電開発により採餌・繁殖適地が減少。	1)
	・繁殖地、越冬地、渡りの中継地において適地が減少し、多くの鳥類で個体数が減少。	_
両生類	・河川整備によりエコトーンが消失、移動経路が遮断。その結果、生息・繁殖適地が減少。 / オオサンショウオ	1
•	・森林の開発や農林業にともなう道路開削などにより、山地性の小型サンショウウオ類 の生息地が消失。 / ヒダサンショウウオ、ヒバサンショウウオなど	1
爬虫類	・社寺林など身近な自然の再整備により、低地性の小型サンショウウオ類の繁殖地が消失。 / サンインサンショウウオ	1 2
	・砂防堰堤等建設により生息域が分断化、土砂の供給が減少。河畔林や渓畔林の消失に より生息域・繁殖適地が減少。 /ニッコウイワナ、ヤマメ、カジカなど	1
	・河川整備により移動経路が分断。 / カジカ、アユ、アユカケなど ・河川改修に伴い水田との移動経路が分断、農薬、肥料、生活排水により水質汚濁が進	1 3
淡水魚類	行、産卵用二枚貝が減少。 / サンインコガタスジシマドジョウ、ヤリタナゴなど・オオクチバス・ブルーギル・ブラウントラウトなど外来魚による捕食・競合。	
	/ ミナミアカヒレタビラ、イワナなど	3
	・近縁種の放流により在来個体群が消失 /ニッコウイワナ、ヤマメ、ミナミメダカなど	3
	・カワウの捕食圧により個体が減少。 /アユ、ウグイ、オイカワなど	1

分類群	減少要因/対象	対応する生物 多様性の危機
	・採草地草原や湿性草原の遷移により生息地が消失。	2
	/ウスイロヒョウモンモドキ、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンヒョウモンなど	
	・里地里山周辺の雑木林の人の利用減少により林内構造が変化し、生息地が減少。	2
	/シジミチョウ類、ヒョウモンチョウ類、オオムラサキなど	
	・ニホンジカの拡大にともない林床植物、草地が消失することにより生息地が減少、同	
	時に卵や幼虫が捕食され減少。	2
	<u>/ セセリチョウ類、ジャノメチョウ類、シジミチョウ類、ヒョウモンチョウ類など</u>	
昆虫類	・河川整備やため池の改修によりエコトーンが消失。農薬や肥料、生活排水による水質	① ③
比玉規	汚濁により生息地が減少。 /トンボ類、水生カメムシ類、バッタ類、水生甲虫類	
	・砂質海岸や海岸砂丘の減少と、それにともなう植生の消失により生息地が減少。	1
	<u>/ハンミョウ類、バッタ類、ハチ類、ウスバカゲロウ類など</u>	
	・湿地などの消失により生息地が減少。 /トンボ類、水生カメムシ類、水生甲虫類	1 2
	・大規模な山林、海岸林における農薬散布により生息地が減少。 /ハルゼミ	3
	・牧畜飼育形態の変化により大型糞虫類が減少。 /ダイコクコガネなどの糞虫	1 2
	・外来種(ウシガエル、アメリカザリガニ、オオクチバス、ブルーギル、コイなど)に	3
	よる捕食と水域生態系への影響。 /水生昆虫全般	•
クモガタ	・砂浜海岸や海岸砂丘の面積の減少により生息地が縮小。 /イソコモリグモ	1
類	・シカ食害による森林林床草本の喪失による乾燥とハビタットの消失。/ザトウムシ類	1
771	- ・森林の開発や農林業にともなう道路開削などにより、移動性に乏しく生息地が局限す	0
陸産・	る種の消滅。	1
淡水産	・圃場整備により生息地が消失。農薬、肥料、生活排水により水質汚濁が進行。	
貝類	/イシガイ類、タニシ類 	1 3
	・汽水化に伴い生息環境が変化・消失。	1 2
	・マツ枯れ・ナラ枯れにより多様性が喪失。	2 3
菌類	・里山の管理放棄による生育環境の劣化・消失。	2
	・砂質海岸、常緑樹林、ブナ林、河畔林など、限定的な環境に依存する種が減少。	1 2
	・採草地草原や湿性草原の遷移により生育地が消失。 /草原植物、湿生植物	2
	・河川整備、ため池改修、汽水化事業により生育地が劣化・減少。	1
	/湿生植物、水生植物	
	・ニホンジカの拡大にともない林床植物、草地が消失。 /低木類・草本類・シダ類	2
	・自然公園等のオーバーユースにより、表土の流失・植生の消失。 /植物全般	1
	・里地里山の環境変化(雑木林や水田、採草地の管理放棄等)により生育地が減少。	2
		<u> </u>
植物	・園芸植物の放棄・逸出、外来緑化植物、国内移入種などの繁茂による競合や占有。	3
	/主に草本類	
	・乱獲、盗採により個体数が減少。	1
	・海岸侵食により生育適地が消失。 /海岸植生	1
	・開発による土地改変や太陽電池パネル設置などにより、海岸照葉樹林、魚つき林など	1
	が消失。 / 海岸植生	
	・配慮の不足した維持管理により、生育環境が劣化。 /植物全般	1 2
	・ナラ枯れにより、群落の多様性が低下。 /広葉樹二次林、ブナ・ミズナラ林	23

⁽参考)「レッドデータブックとっとり」動物編、同・植物編(2002(H14)年3月)鳥取県生活環境部をもとに、近年の知見を加筆し作成。

(2) 外来生物の侵入と定着

人間の手によって持ち込まれた外来生物(外来種)が、人間の管理下から逸脱し野生化 (侵入・定着)することで様々な影響が出ていることが問題になっています。外来種の定 着は、在来種の生育環境に影響を及ぼすほか、農林水産業に被害をもたらし、危険生物で あれば定着前であっても人間の健康や生命にかかわるなど、私たちの生活に影響を与えて います。

「特定外来生物」は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(に基づき、生態系や農林水産業、人間の生命・身体に悪影響を及ぼす危険があるものとして指定された種をいい、生体の飼育栽培や移動、輸入が制限されています。

「生態系被害防止外来種」は、2015(H27)年に環境省から発表されたリストに掲載された、 侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのお それのある種をいいます。

表 12 鳥取県で確認され影響が懸念される外来種の例







これらのうちオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アライグマ、ヌートリア、ソウシチョウ、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギルは外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、鳥取県の生物多様性に重大な悪影響を及ぼしています。

アライグマやヌートリアに関しては、既存生態系への悪影響に加え、農産物の食害など、 経済的な被害の拡大が懸念され、早急な対応が求められています。特にヌートリアはため 池の堤や河川の護岸などに大きな巣穴を掘るため、豪雨の際の増水時に決壊のリスクを高 めることが、国立環境研究所によって確認されており、防災・減災面でも問題があるとさ れています。

オオクチバスやブルーギルは肉食性かつ食欲旺盛で、小型の在来淡水魚を駆逐してしまいます。また、きわめて強い生命力を持つオオキンケイギクも生育域を広げており、在来種への影響が懸念されます。

2015(H27)年に公表された「生態系被害防止外来種リスト」でハクビシンが掲載されましたが、数は少ないものの鳥取県でも捕獲例があり、生活被害や果樹に対する被害が懸念されます。

<鳥取県の生物多様性を脅かす外来種>

○アライグマ・ヌートリアなど

在来の生態系への影響に加え、農産物の食害など、経済的な被害の拡大が懸念され、 早急な対応が求められる。

- ○オオクチバス・ブルーギルなど 肉食性かつ食欲旺盛で小型の在来淡水魚を駆逐し、被害が発生している。
- ○オオキンケイギク・オオカワヂシャなど 急速に生育域を広げており、在来種の多様性、遺伝子の多様性への影響が懸念され る。
- ○チュウゴクオオサンショウウオ

現在鳥取県では確認されていないが、近畿地方を中心とした複数の水系ではオオサンショウウオとの交雑(ハイブリッド)が問題となっている。県内に侵入した場合、種の多様性、遺伝子の多様性に危機的な状況となるとともに、河川生態系に与える影響も大きい。

○クサガメ

在来のニホンイシガメと交雑し、交雑種(通称ウンキュウ)が増えている可能性があり、遺伝子の多様性への影響が懸念される。

○外来種のコイ (鯉)

観賞用外来種のコイ養殖池から逃げ出したり、飼育していたものを不用意に放したりして自然河川の在来種と交雑し在来種の遺伝子汚染が進んでいる。

○ナルトサワギク、ボタンウキクサ地球温暖化の影響により定着する可能性がある。

他にも今後、侵入すれば私たちの生活や鳥取県の生態系に大きな打撃をもたらす可能性のある種として、カミツキガメ、ツマアカスズメバチ、クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、アカボシゴマダラ(チョウ)、セアカゴケグモなどがあげられる。

こうした外来種が定着する要因としては、法面の緑化や街路樹、園芸利用からの拡大や、ペットや観賞用の生物の放棄、逃げ出しによる拡大があげられます。一度定着した外来種の防除は、非常に困難であることが多く、持ち込まないことに加えて、外来種問題と生態系保全に関する正しい普及啓発を行うことも重要となります。

また、国内のある地域に生息する生物を、人の手により国内の別の地域に移動した場合も国内外来種としてあつかいます。例えば、環境保全を目的としたホタルの放虫やその餌となるカワニナの移動などは、他の地域の個体との交雑による遺伝子のかく乱を引き起こします。こういった「誤った認識にもとづく環境保全活動」を生物多様性のための活動に誘導していくことも課題として挙げられます。

外来種に関しては、その移入経路の複雑さや定着のスピードなどから、速やかに情報を

収集する必要があります。今後は外来種に関する知見の蓄積や情報収集の仕組みを検討していく必要があります。

地域	外来種	影響
多鯰ヶ池	ハゴロモモ、スイレン、 オオクチバス、ブルーギル	・在来水草類への影響(ヒメイバラモ:近年 確認されず) ・オオクチバスの侵入が県絶滅危惧 種の ミナミアカヒレタビラの絶滅の原因
智頭町芦津 (三滝ダム上流)	ブラウントラウト	・在来種(イワナ)との生息域の競合と交雑(雑種)
東郷池周辺	スクミリンゴガイ	・県内で初の確認(1989(H1)年) ・生息域の拡大や水稲被害発生の懸念
中海・東郷池	コブハクチョウ	・コハクチョウなどの水鳥に対する威嚇や 追い払い行動
日南町の休耕田や 上流河川	オオハンゴンソウ オオカワヂシャ	・在来河川草本への影響

表 13 特定の地域において問題となっている外来種

(3) 人間活動に被害をもたらす野生鳥獣の増加

山林や里地里山において、人間の生活圏と野生生物の生息域との緩衝帯として機能してきた耕作地に人の手が入らなくなることで、ニホンジカやイノシシ等の野生動物による農産物への被害が多く確認されています。

特にニホンジカの植生に対する食害は、生物 多様性へ与える影響が甚大で、県内では東部から中部、西部と拡大しており、西部で子連れの メス個体が見られるようになりました。拡大状況に応じて個体数を適正に管理する対策が急 務といえます。特に侵入が始まっている地域は、 地域内へのシカの侵入速度や増殖程度を抑える効果が高い初期防除の実施が望まれます。併せて、鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の確保も重要な課題です。

河川や湖沼においては、カワウの水産有用種を含む淡水魚類の食害が問題となっています。カワウは昭和 40 年代初期頃、農薬などの化学物質による生物濃縮の影響などにより全国で約 3,000 羽にまで減少したといわれていますが、現在は化学物質の規制や保護により個体数が増加しました。

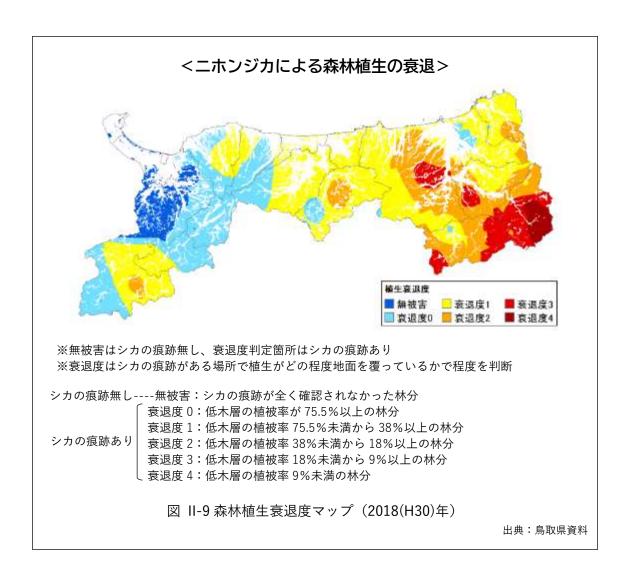


電気柵による植生保護 (柵の外側はシカの影響で植生が疎になっている。)



カワウ

淡水魚類に影響を与えていると考えられるカワウの主要なねぐら・コロニーが、東部は 湖山池、中部は東郷池、西部は中海にあります。カワウ対策について県は指針を策定し、 有識者に意見を聞きながら内水面漁協と協力して対応をしています。



ニホンジカの食害による影響の事例として、中国地方と兵庫県の一部に分布するウスイロヒョウモンモドキは、採草地として維持されてきた草原の減少に伴い減少、佐治町三原台(氷ノ山後山那岐山国定公園)が県内で唯一の生息地ですが、食草のオミナエシがニホンジカの食害を受けたことで、さらなる絶滅の危機に瀕しています。

4. 人と自然の関わりの現状と課題

私達は豊かな生態系の恵み、いわゆる生態系サービスを受けていますが、さまざまな課題もあります。生態系サービスを将来にわたって享受するためには、生物多様性に配慮し、適切な利用をしていくことが求められています。 2 や 3 では生態系や生物の側から現状や課題を見ましたが、ここでは人間の活動の側から見ていきます。

(1) 産業における関わり(供給サービスの課題)

① 開発や乱獲など過剰な人間活動による危機

戦後の高度経済成長期に森林の他用途への利用や宅地開発、沿岸部の埋め立てなどの開発行為や、河川改修やダムの整備、農地の整備や湖沼の淡水化、汽水化等、これまで人間活動が生物の生息・生育環境に変化をもたらしてきました。なかでも湿地、草原、海浜といった特殊な環境下の生息地が減少しています。

近年、県内ではクリーンエネルギー開発が盛んになり、遊休農地やため池、山林や洋上が、それぞれ太陽光発電や風力発電の事業地になっていますが、湿地やため池など生物多様性上重要で脆弱な環境での開発行為は水生動植物などに大きな影響を与えます。また大型風力発電施設は猛禽類や渡り鳥の衝突事故が懸念されます。

開発を伴う事業の中には、動植物の生息実態調査や生息地・生育地の適切な保全・再生 措置が取られていないものも散見されます。

自然公園や自然環境保全地域などの各法令等で指定されている区域は保全対策が検討さ

れますが、区域外では民有地の開発・使用を制限するために合意を得る必要があり保全対策の実施が困難な場合があります。

また、個人の観賞用や商業利用を目的とした 動植物の乱獲や盗掘などの直接的な採取は、個 体数の減少に大きな影響を与えています。

これ以上動植物の生息地損失、生息環境の劣化が起こることはできる限り避け、開発においては十分に生物多様性に配慮し、さらに人間活動による生態系の悪化を低減する必要があります。



キエビネ

② 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

燃料革命以前において里山は農業で使用する堆肥や地域の燃料を供給する重要な地域で、 収奪を続けることで落葉広葉樹(二次林)の段階で留まっていました。鳥取県において特 に西部では、かつて砂鉄を原料とする鑪(たたら)と呼ばれる伝統的製鉄が盛んで、砂鉄 の採取による土砂流出と、砂鉄から鉄を精製するのに必要な木炭を作るための森林伐採に より、各地で土砂災害や洪水が発生したといわれています。戦後は拡大造林が進み、スギ、ヒノキ、マツの植林が進みましたが、昭和50年代頃からの安価な外国産材の輸入による木材価格の低迷や建築様式の変化、松枯れの発生などにより手入れ不足の人工林が増加しています。

水田や雑木林や草原などの里地里山は、人の手が入っている二次的な自然ですが、多様な生物の生息・生育の場でもあります。しかし、高齢化や後継者不足、生活様式の変化などにより、耕作放棄地が増加・拡大、その結果、二次的自然に依存する動植物の生息地が縮小しています。

また、竹林も利用されなくなり放置された結果、周囲の原野や耕作放棄地、高木層の無い新規造林地等に拡大する傾向にあり、適切な管理が求められています。

(2) 伝統・文化の関わり(文化的サービスの課題)

私たちの伝統的な信仰や行事、食文化やレクリエーションは、生態系サービスの結果生じたものが数多くあります。県内各所で継承されてきた神事や習慣、山菜採りやキノコ狩りなど日常的な自然とのふれあいは、地域への愛着を深めることにつながります。しかし産業や生活スタイルの変化、人口減少などにより、多くの地域で生態系サービスに根差した行事や習慣の継承が困難になってきています。

また、鳥取県には里地里山に広がる田園風景



登山風景 (大山夏山登山道)

や、中国山地に連なる山々、日本海を背景とした砂丘景観など、観光客にとって魅力のある多くの自然資源があります。これらの積極的な発信やイベントの誘致の結果もあって、 多くの観光客の受入れが実現していますが、今後はより一層の環境への配慮を検討する必要があります。

(3) 気候変動と自然災害リスク (調整サービスの課題)

地球温暖化などの影響により、鳥取県内の年平均気温は、鳥取市で 100 年あたり約 1.73° C (統計期間: 1943(S18)年 \sim 2012(H24)年)、米子市では 100 年あたり約 2.31° C (統計期間: 1940(S15)年 \sim 2012(H24)年)、境港市では 100 年あたり約 1.03° C (統計期間: 1883(M16)年 \sim 2012(H24)年)の割合で上昇しています(図 \parallel -10)。

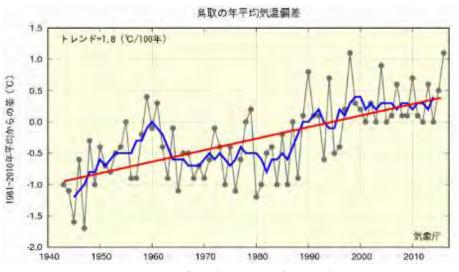


図 II-10 鳥取市の年平均気温の変化

出典:「地球温暖化による中国地方の気候変化:鳥取県の気候変動」広島地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/ondanka4.html

<さくらの開花日・かえでの紅葉日>

気象庁が全国的に実施している生物季節観測によると、鳥取県のさくら(ソメイヨシノ)の開花日は50年あたり5.5日早く、かえで(イロハモミジ)の紅葉日は50年あたり13.7日遅くなっています。春の訪れが早まり、秋の到来が遅くなっているといえます。

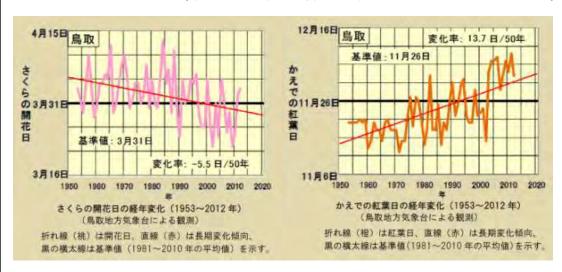


図 Ⅱ-11 鳥取県における「さくらの開花日」、「かえでの紅葉日」の変化

出典:「鳥取県の気象変動 2013(H25)年 10 月」鳥取地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tottori/t_kishou/tottori_kikou.pdf 今後、地球温暖化が進むと鳥取県内でも特に冷温帯の植生であるブナ林の縮小や、農作物への影響、新たな病害虫の発生等、生態系サービスに変化が生じることが予測されています。また、地球温暖化の進行によって、雨の降り方が変わり、洪水が起きやすくなったり、台風の大型化、集中豪雨の発生頻度の変化などにより、気象災害が発生しやすくなることも予想されています。

<ブナ林の将来予測>

大山には西日本最大級のブナ林が広がり、貴重な動植物の生命力を育んでいる。2つの気候シナリオと現在の気候(気象庁 2002(H14))をブナ林の分布を予測する分類樹モデル(ENVI モデル)に組み込み、ブナ林の現在と将来のブナの分布確率を予測した結果では、鳥取県においては、適域は消滅するか、わずかに適域が残る程度であり、ブナ林の適域・辺縁域(併せて潜在生育域)は大幅に縮小、地球温暖化に伴いブナ林の衰退が起こることが予想されるため、森林変化を把握するモニタリングが重要となる。

<コメの収量の将来予測>

温度、日射および二酸化炭素濃度の気象変化から各県の米平均収量は 2~3°Cの気温上昇まではやや増加するがそれ以上では減少と予測されている。また、西日本を中心に米の減収や、収量の変動が大きくなると推定される。

出典:鳥取県衛生環境研究所報第50号(2009(H21)年度)

<鳥取の再生可能エネルギー事情>

鳥取県では再生可能エネルギーの導入を推進してきた結果、2018(H30)年度には電力自給率(再エネ比率)は国平均の16.9%(速報値)を上回る全国上位となる36.8%となりました。施設導入量は累計で100kwを超え、総量としては県内の民生用電力をまかなえる水準にまで達しています。

今後の低炭素社会に向けて、鳥取県では知事が 2020(R2)年 1 月に 2050(R32)年二酸 化炭素排出実質ゼロを目指す宣言を行いました。今後も低炭素社会の実現に向けたより 一層の取組を推進します。

(参考) 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン (2020(R2)年3月)

❖ 生態系を活用した防災・減災

(Ecosystem-based disaster riskreduction; Eco-DRR)

災害をもたらす危険な自然現象が発生することを前提に、脆弱な地域から人命と財産を遠ざけ、生態系を自然現象と人命・財産との緩衝帯として用いることで、防災・減災を図ろうとする概念です。

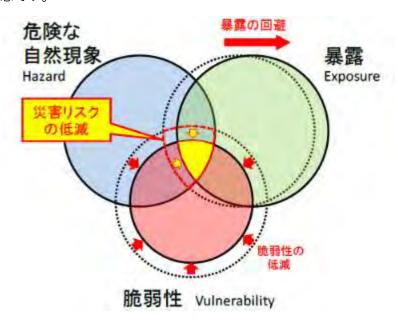


図 II-12 Eco-DRR による災害リスク低減の考え方

出典:「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」(2016(H28)年)環境省(ADRC, 2005をもとに作成)

○暴露の回避(暴露:危険な自然現象の影響範囲に人間活動がさらされている状態)

地域の地形や生態系、災害の履歴、地域の伝承には、本来自然災害に対して脆弱な土地の情報が含まれており、生態系にはその土地の攪乱(災害)の履歴が反映されています。湿地、沿岸生態系、急斜面の森林等は攪乱(災害)を受ける可能性が高く、そのような生態系は開発を避け、既に利用がなされている場合は、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を促し、自然災害への暴露を回避します。

○脆弱性の低減(脆弱性:危険な自然現象からの影響の受けやすさ)

森林が土砂崩れなどを防ぐ、海岸の森林が防風・防砂の役割を果たし津波被害を軽減する、サンゴ礁が高潮被害を軽減する、塩性湿地が波の影響を軽減する、湿原が一時的に洪水を受け止めるといったように、生態系を地域特性に応じて有効に活用することで、災害時の影響を低減します。

また、健全な生態系は、食糧、燃料、建設資材などの供給、水の浄化など多機能であることから、人々の社会経済的な脆弱性を低下させることも期待されます。

❖ グリーンインフラストラクチャー(Green Infrastructure; GI、グリーンインフラ)

自然環境が有する生物の生息・生育の場、良好な景観、気温上昇の抑制、清浄な空気や水の提供など多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方です。



図 II-13 グリーンインフラストラクチャーの考え方

出典:「グリーンインフラポータルサイト」国土交通省総合政策局環境政策課 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html

鳥取県内でのグリーンインフラ実施例(自然環境が有する機能)

- ●南部町オオサンショウウオ用のマンホール式人工巣穴、各河川魚道 (生物の生息・生育場所の提供)
- ②海岸松林や山間地の森林整備による飛砂防備や防風、水源涵養機能等の維持 (外力減衰・緩衝)
- 3緑地公園等(健康、レクリエーション等文化提供)

(4)環境教育と人材育成

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるには、さまざまな主体による取り組みと協働が必要となります。生物多様性への理解を深めるためにも県民への普及啓発が必要であり、時代を担う子どもたちへの環境教育の推進や自然とふれあう機会の充実が求められます。

現時点では、豊かな自然を活用したエコツアーやエコツーリズムなどの自然とふれあう機会の提供者や、生物多様性に関する科学的な知見に基づいた環境教育を実施できる人や団体が十分いるとは言えない状況です。

また、環境保全の活動団体や個人はデータをそれぞれが蓄積していますが、人口減少や 高齢化などにより活動を長期に続けていくことが困難になっています。動植物や自然環境 に関する専門的知識を持った専門家、研究者などの学識経験者は限られており、環境保全 に係る人材育成・人材の確保が難しいことが挙げられます。 今後、生物多様性の保全に向けては、データの収集や活用、希少種の保護体制や活動、 人材育成について、環境保全団体や有識者、教育機関、行政機関など多様な組織や人材が 連携するために、生物多様性の保全に関する活動を支援する拠点や、ネットワークの構築 が求められます。

(5)県民活動・団体活動

① 鳥取県の取り組み

鳥取県では生物多様性を保全するため、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例や鳥取県自然環境保全条例で種や地区を指定し、捕獲・採取、開発にかかる制限等をしています。また、生物多様性保全事業として、希少野生動植物の保護管理事業認定団体による生息・生育環境の保全活動、外来種の駆除や防除、自然環境保全地域などの自然環境の保全事業を実施しています。その他、学術的価値の高い動植物を県の「天然記念物」として指定し、県立博物館においては動植物標本を展示・保存・データベース化したりし、鳥取県の生物多様性の現状を記録しています。

またこれらの活動に加え、生息地の保全・再生に配慮した開発、里地里山の生態系保全・ 持続的利用、外来種への対策、地球温暖化防止対策などに努めています。

また、県有林を持続可能な森林として適正管理するため、2004(H16)年に森林認証(SGEC)の取得や、森林の適正管理による CO₂吸収量の認証制度である J-クレジット制度を利用した取り組みにより、地球温暖化対策にも積極的に取り組んでいます。

② 県民の取り組み

これまでにも県民や官民共同の取り組みが大きな成果を上げた活動があります。

大山では以前、多くの登山者が訪れた結果、踏圧により山頂の裸地化が進んだ時期がありました。その後、木道の整備や植生の回復事業を行って山頂の植生保護を進めることで、現在では以前の景観を取り戻しています。

琴浦町の船上山では草原景観の保全・山火事防止・害虫駆除を目的として3年ごとに山焼きを行う取り組みが実施されており、智頭町では森林セラピーなどの取り組みが行われています。



大山山頂保全活動



森林セラピー(智頭町)

③ 自然保護団体等の取り組み

県内には野生動植物を対象として活動している保護団体が複数あり、活動区域も特定の地域から全県を対象とするなど様々です。鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の認定を受けた保護活動や希少種の調査、県のレッドデータブック作成に協力するなど生物多様性の保全等で重要な役割を担っています。

一方で、地域外の個体をむやみに導入するなど国内外来種の問題を認識せずに活動する 事例もあることから、最新情報の周知を行うための研修や、団体同士が情報交換を行う場 の設置が必要と考えられます。

また活動団体の中には、会員の高齢化が進み、後継者が十分でない団体もあることから、若い世代の会員の確保や人材の育成が急務となっています。

III.

戦略の方向性と推進体制

1. 目標・対象地域

鳥取県は大山、氷ノ山をはじめとする森林帯、中海、湖山池、東郷池といった湖沼や千代川、天神川、日野川など豊かな自然・生態系に育まれた地域で、私たちは、生物多様性から多くの恵みを受けて生きています。こうした豊かな自然生態系の恩恵を受けながら文化が育まれ、農林水産業などの産業が営まれてきました。県内各地では、豊かな自然を活かしたエコツアーが行われており、地域の活性化に貢献しています。

私たちはこれらの環境を保全し、将来にわたって持続可能な利用に取り組む社会を築き上げることが求められています。そのため、鳥取県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、自然の恩恵を認識し、県民、NPO等、事業者、行政、専門家などさまざまな主体が協働・連携して生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組むことが必要です。よって、次のとおり戦略の目標を定めることとし、実現のための行動計画を策定することとします。

目標:人と自然が共生するとっとり

(対象地域:鳥取県全域)

2. 戦略の体系

鳥取県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な利用に取り組む社会を築き上げるため、5つの基本行動とそれぞれの詳細な内容を行動計画で定めることとし、県民、NPO等、事業者、行政、専門家などさまざまな主体が協働・連携して計画に取り組むこととします。

(1)5つの基本行動

目標:人と自然が共生するとっとり



図 III-1 5つの基本行動

(2) 各主体に求められる役割

戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」の実現を目指すには、各主体が戦略におけるそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが求められます。そうすることで、「愛知目標」が掲げる「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動」や、「SDG s」が求める「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性 *1 のある社会」に貢献できます。

※1.これまで経済活動の外側にあった生物多様性の保全を、経済活動として内包していく動き

◆ 行政

【県】

- ・戦略の目標達成に向け、各主体と連携・協働して取組を推進します。
- ・県内での生物多様性の保全及び持続可能な利用が推進されるよう県民、NPO、事業者等 の生物多様性保全活動を支援します。
- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し専門家・研究機関と連携した生物多様性の保 全及び持続可能な利用に向けた取組を推進します。

【市町村】

- ・地域住民の身近な存在として、地域の特性を踏まえた施策を各主体と連携・協力を得ながら推進します。
- ・地域住民や NPO 等の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

◆ NPOなどの民間団体

- ・生物多様性を保全するため、経験や専門性を活かし地域の特性に応じたさまざまな活動 や調査を行うことが期待されます。
- ・各主体と連携・協働して活動を推進することが求められます。

◆ 事業者

- ・事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、活動に伴う環境への負荷を低減するため に必要な措置を講じたり、生物多様性に配慮した事業活動に取り組むことが求められま す。
- ・CSR(社会貢献活動)の一環として保全活動に参加したり、緑化の推進等を実施することが期待されます。

◆県民

- ・生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、生物多様性の価値を認識し、行動することが求められます。
- ・NPO などが行う保全活動や観察会などに参加したり、エコマーク商品等の生物多様性に 配慮した商品を活用することが期待されます。

◆ 専門家や研究機関

- ・効果的な生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、生物多様性保全の調査・研究が 求められます。
- ・研究成果などを活用して各主体と連携・協働したり、助言や指導を行うことが期待されます。

◆ 教育機関

・県民への生物多様性の保全及び持続可能な利用の理解のため、行政や地域等と連携・協働しながら、環境保全や生物多様性を教育・普及することが期待されます。

3. 各主体との連携・協働

戦略の目標「人と自然が共生するとっとり」に向けて、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、各主体が自ら活動することに加え、他の主体に対して利害関係者 (ステークホルダー)として連携・協働して取組を推進していきます。

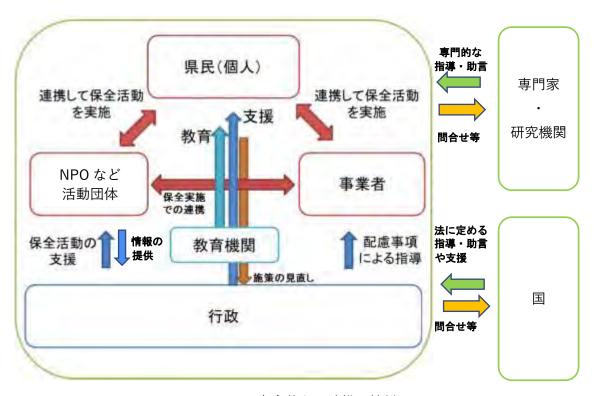


図 III-2 各主体との連携・協働

普遍性	先進国を含め、 <u>全ての国が行動</u>
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し 「誰一人取り残さない」
参画型	全てのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に <u>統合的に取り組む</u>
透明性	定期的にフォローアップ

出典:外務省資料「持続可能な開発目標」(SDGs)について(2019(H31)年1月) URL:https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pd

4. 「地域連携保全活動支援センター」の設立

今後、生物多様性の保全を推進するため、事業規模に関わらず自然環境への配慮が図られることが重要です。そのための仕組みとして、生物多様性地域連携促進法で定める「地域連携保全活動支援センター」を設立し、その仕組みの中で民学官がそれぞれ SDG s で言及されるステークホルダーとして連携・協働し、希少野生動植物など保全対象種の情報の取り扱いや環境配慮についての調整、県民と有識者とのマッチング、関係団体の人材育成等を行う体制を整えます。

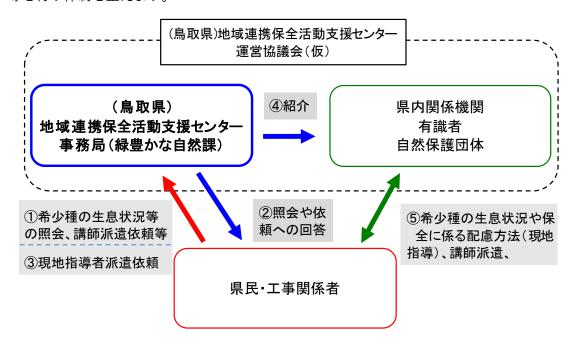


図 Ⅲ-3 生物多様性に配慮した取組イメージ

○地域連携保全活動支援センターの法的位置付け

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律:生物多様性地域連携促進法(2010(H22)年12月制定)

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

5. 行動計画の点検・評価

戦略の行動計画については、PDCA サイクルで点検・評価を行います。PDCA サイクルとは、Plan:計画、Do:実行、Check:点検、Act:改善を行うサイクルです。

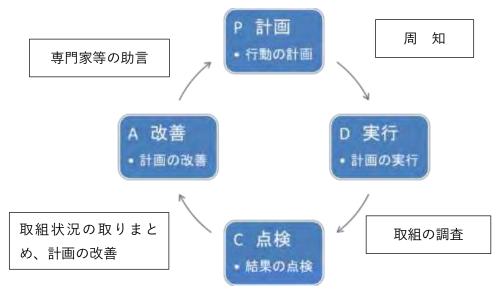


図 III-4 行動計画の点検・評価

・計画 (P): 行動計画の策定

・実行(D):各主体における行動計画の取組

・点検(C):行動計画の実施結果の点検、成果指標等の点検

(指標例:鳥獣個体管理に関する指標,自然公園の活用状況等)

・改善(A):成果指標等、行動計画の点検結果から、計画の改善など

この PDCA サイクルは、緑豊かな自然課が窓口となり、行動計画の実施状況について は取組調査などにおいて点検・評価することとし、各主体と連携して進めます。

6. 行動計画と戦略の更新スケジュール

行動計画については、おおむね 5 年間で PDCA サイクルを実行し、短期目標期間の 10 年を目途に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、見直しの結果や関連計画等の策定・更新状況に応じて、本戦略も適宜見直しや更新をしながら目標の達成に向けた行動を推進していきます。

IV. 行動計画

目標達成に向けた行動計画を示します。行動計画は、「知る・理解する」「守る・残す」「使う・活用する」「参加する・学ぶ」「つなぐ」の5つの基本行動からなり、それぞれ詳細を定めます。各行動計画には、主な行動主体を示しています。各主体が連携し、それぞれの立場で、行動されることを期待します。

なお、行動計画は生物多様性保全に関する国家・国際的な目標である「愛知目標」(巻末参照)や関係する SDG s の促進に貢献するものとなっています。

表 14 5つの基本行動と行動計画の概要

知る・理解する



大学・博物館などの調査研究機関、行政、保全団体、個人を含めた各主体が有する自然環境に関する知見を収集・蓄積し、有効に活用する必要があります。収集した情報の管理を適切に行いながら、すぐれた自然環境に関する情報を発信します。また、調査研究を行う人材の確保・育成を進めます。

●調査・情報の発信 ②情報の整備・管理 ③将来を見据えた長期計画

2 守る・残す



各種の法律や条例により指定されている保全地域や希少野生動植物を適正に保全します。開発や産業・生活基盤の整備に際し、ミティゲーションの実施、Eco-DRR、グリーンインフラを推進します。

生態系や私たちの生活に影響をもたらす外来種や野生鳥獣の状況を把握し、防除などの対策を進めます。

- ●保全区域(重要地域)の維持・管理・定期の見直しの実施
- 2希少野生動植物の保全 3分来種対策 4野生鳥獣の保護管理
- ⑤森林・河川・湖沼・海岸の保全 ⑥将来を見据えた長期の取組

3 使う・活用する 鳥取県の基幹産業でもある農林水産業は、自然環境の保全に配慮した持続可能な資源の利用を行う必要があります。また、鳥取県の豊かな自然環境を保全し活用する体験型の観光産業の充実や、自然資源を活用した伝統産業を守り後世に伝える取り組みも必要です。このように生物多様性の恵みを地域の資源として持続的に活用するための取り組みを進めます。

●農林水産業等での利活用 ②観光への利活用 ③伝統産業の振興

4 参加する・学ぶ 生物多様性の価値や重要性についてへの価値に対する認知度を高めるために、身近な自然とふれあう機会や生物多様性や自然環境について学ぶ機会を 提供していきます。

●自然とのふれあいの推進 ②環境教育の推進

5 つなげる 鳥取県の自然環境を次世代につないでいくために、各主体が生物多様性の 保全や活用、人材の育成に取り組みます。

生物多様性に関わる各主体が協働・連携して活動に取り組むことや、県民 と各主体の協働が広がる体制作りが必要です。

●協働と人づくり ②体制の整備・強化 ③将来を見据えた長期計画

1. 知る・理解する

大学・博物館などの調査研究機関、行政、保全団体、個人を含めた各主体が有する自然環境に関する知見を収集・蓄積し、有効に活用する必要があります。収集した情報の管理を適切に行いながら、すぐれた自然環境に関する情報を発信します。また、調査研究を行う人材の確保・育成を進めます。

(1)調査・情報の発信

行政

【国・県・市町村】

- ・自然環境や希少種の生息状況調査を実施して現状の把握に努め、他の主体と情報共有 を行う。
- ・希少種の情報について、分布等の公開による乱獲・盗掘の防止に配慮した上で、ホームページ(以下、HP)やソーシャルネットワーキングサービス(以下、SNS)等を使用して情報を発信する。

【県・市町村】

・地域住民等が自主的に行う外来種の駆除や身近な希少野生動植物の保護等の活動について、県民に身近な生物多様性の保全活動事例として周知したり、活動支援を行う。

【県】

- ・鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、必要に応じ改正を適宜実 施する。
- ・鳥取県自然保護監視員を継続して任用し、現地の巡回監視による希少種等の状況確認 を行う。
- ・生物多様性を取り巻く環境は時間の経過とともに変化するため、鳥取県内の動植物の 現状を表す資料である「鳥取県レッドデータブックとっとり」について適時改訂を行 い、生物多様性の現状について周知する。

民間

【NPO 等団体・県民】

・身近な自然や生物多様性に係る野生生物の状況や保全活動等の情報に触れ、理解・認識を深める。その上で、可能な範囲で保全活動に寄与する。また、活動で得られた情報を他の主体と共有する。

【事業者】

・CSR (企業の社会的責任)等に基づいて、生物多様性の保全等について理解・認識する。 その上で、可能な範囲で活動を行い、HP や SNS を利用し発信することで、住民に身 近な生物多様性の保全活動として周知し、県内の生物多様性に関する活動の機運の向 上に協力する。

(2)情報の整備・管理

行政

【県】

- ・鳥取県生物多様性 GIS システムにより、多様な主体から寄せられた情報や調査等によって得られた希少野生動植物や外来種の情報を利活用しやすい状態で管理する。
- ・標本等の貴重な資料を博物館等の専門施設で収集・管理し、展示等により県民に幅広 く情報を発信する。

○鳥取県生物多様性GISシステム

2011(H23)年度から GIS ソフトを導入し、レッドデータブック掲載種の野生動植物の 分布情報を GIS ソフトで一元管理しています。開発に係る希少種の生息状況の照会等に 活用しています。

民間

【NPO 等団体・県民】

・各活動で入手した貴重な資料や生息に関する情報等については、専門機関等と所在や 状態等の情報を共有するとともに、各資料の収集・保管に当たっては将来にわたって 利活用が可能なように慎重に取り扱う。

(3) 将来を見据えた長期計画

行政

【県】

・「地域連携保全活動支援センター」を組織・設置し、地域の自然環境に精通した専門家 や自然保護団体と情報の蓄積や管理、公開方法について継続して検討する。また、自 然環境の保全等の活動を希望する県民と専門家とのマッチングや、生物多様性の保 全・利活用に関係する人材の育成を行う。

2. 守る・残す

各種の法律や条例により指定されている保全地域や希少野生動植物を適正に保全します。 必要に応じて植物の生育地外での保存や増殖、野生動物による食害の防除、動物の繁殖促 進や他地域からの個体導入等を検討します。

開発や産業・生活基盤の整備に際し、生物多様性を維持するためミティゲーションの実施、Eco-DRR、グリーンインフラを推進します。

生態系や私たちの生活に影響をもたらす外来種や野生鳥獣の状況を把握し、防除などの 対策を進めます。

(1) 保全区域(重要地域)の維持・管理・定期の見直しの実施

行政

【国・県】

- ・国立・国定公園及び県立自然公園や鳥取県自然環境保全地域、鳥獣保護区の設定等により、自然環境の保全を図るとともに、必要に応じて保全区域の維持・管理を行い、 定期的に実施する見直しで現状を把握し、適切な対応を検討する。
- ・鳥取県自然保護監視員や自然公園指導員、自然保護ボランティア等により、自然公園 等の維持管理に関する巡視の体制や枠組みを整えるとともに、自然保護思想の普及啓 発等の活動を実施する。また、鳥取県自然保護監視員により鳥獣保護活動を推進する。

【県・市町村】

・保全地域等の保全や地域に生息する希少種の保護等で地域住民等が自主的に行う活動 を支援する。

> ※鳥取県内の自然公園の位置や利用について https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/310571/h29_sizenkouenleaflet-min.pdf

指 標	現状(2018(H30)年)	目標(2030(R12)年)
県の自然保護または生物多様性 保全の取組へのボランティア参 加者数	4,463 人	5,000 人

--(指標の目標値)「鳥取県令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

<鳥取県自然保護ボランティア>

鳥取県独自の制度で、県内の自然公園、長距離自然歩道、鳥獣保護区、自然環境保全地域(以下「自然公園等」という。)において、優れた自然環境を大切に保護し、後世に引き継いでいくために、自然公園等におけるルール・マナーの普及啓発活動や監視活動等に携わっていただける方を「自然保護ボランティア」として募集・登録しており、R2.1 時点で 107 人の登録があります。この登録者は下記の活動や次のコラムに記載するボランティア活動にも参加しています。

【活動事例】 < 氷ノ山みんなで守る登山道ボランティア活動 >

県が主催し、氷ノ山の登山道を修繕するための資材(丸太や鉄筋等)を運搬する活動

民間

【県民等】

・近隣の自然公園等について学習し、地域の生物多様性に関心を寄せる。

【NPO 等団体】

・自然公園区域等での活動など、生物多様性に資する活動に参加し、生物多様性の保全 に協力するとともに、科学的知見に基づいた保全活動について理解を深める。

<保全区域等のボランティア活動>

鳥取県内の自然公園等において、民間主導の保全活動も行われています。

【活動事例】 < 大山の一木一石運動 >

山頂までの往路について、石や苗木を持って登り、侵食溝の穴埋めや緑の復元を行う 運動を行っています。併せて、下記活動を行っています。

【活動事例】 <大山でのボランティア活動 >

- ○大山山頂トイレ汚泥キャリーダウンボランティア
- 大山山頂トイレの汚泥をボトルに詰め替えて、ふもとまで運搬する活動
- 〇大山キャリーアップボランティア
- 大山山頂付近の木道を修繕するため、桟木をふもとから大山山頂まで運搬する活動

(2) 希少野生動植物の保全

行政

【県】

- ・希少野生動植物の中でも、特に保護が必要な種を「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づいて特定希少野生動植物に指定して保護を図っており、今後も制度 を継続する。なお、特定希少野生動植物の指定は、調査や専門家の知見に基づきレッドデータブック改訂等の時期に合わせて見直す。
- ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」で定めた保護管理事業を行う団体や地域 住民等の行う希少野生動植物の保全活動を支援・推進する。

民間

【NPO 等団体・県民】

・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」で認定された特定希少野生動植物の保護 管理事業の認定団体や地域住民等は、生息環境の保全や繁殖促進等の活動を行い希少 野生動植物の保全・増殖活動を推進する。

指 標	現状(2012(H24)年公表)	目標(2030(R12)年)
「鳥取県の絶滅のおそれのある 野生動植物種のリスト」(レッド リスト)掲載種の保護	絶滅種 25 種 絶滅危惧種 361 種	「絶滅危惧種」から「絶 滅種」への移行(悪化)を可 能な限りゼロにする。

(指標の目標値)「鳥取県令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

<開発などへの配慮>

行政

【国・県・市町村】

- ・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業による生物多様性 への影響を回避または可能な限り低減する。
- ・都市部の夏季の温度上昇の緩和や快適性の向上、生態系ネットワークの回復や創造等 を目的に、都市公園や道路等の公共地や工場、事業所、住宅等の民有地の緑化を推進 する。緑化においては、周辺自然環境に適した在来種(地域性種苗)の利用を検討す る。
- ・自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用するため、グリーンイン フラストラクチャーの整備について検討する。
- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲーション(生物多様性オフセットを含む)について検討する。

【県・市町村】

・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業者等に対して事業 による生物多様性への影響を回避または可能な限り低減するよう求める。

【県】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、専門家や自然保護団体と協力し、収集・ 蓄積した希少種情報を整理して開発事業者に適切に提供し、必要に応じて助言を行な う体制を整え、生物多様性に対する配慮が進む体制の整備を進める。
- ・「鳥取県公共事業環境配慮指針」に基づき、公共事業における適切な環境配慮を図る。
- ・公共事業においては、鳥取県公共施設緑化マニュアル等を基に事業での緑化等について検討する。

民間

【事業者】

- ・収集・蓄積された希少種の生息生育情報を入手し、開発等における環境影響を回避・ 低減するよう努める。
- ・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業による生物多様性 への影響を可能な限り回避または低減する。県の自然保護部局と事業主体で情報を共 有しながら、生物多様性への配慮を行う。
- ・CSR 等により、自然環境の保全と再生の促進に関する取組や、都市の生態系ネットワークの回復や創造等を目的に、工場、事業所等の民有地の緑化を推進する。緑化においては、周辺自然環境に適した在来種(地域性種苗)の利用を検討する。
- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲーション(生物多様性オフセットを含む)について検討する。

【県民】

- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲー ション(生物多様性オフセットを含む)について検討する。
- ・都市部の夏季の温度緩和や快適性の向上、生態系ネットワークの創出等を目的に、住 宅等の民有地の緑化を推進する。緑化材料は、在来種(地域性種苗)の導入や逸脱し やすい外来植物を使用しないなど、自然環境に配慮した緑化に取り組む。

○ミティゲーション

人間活動が自然環境に与える影響を緩和するために実施する環境配慮をいい、保全度 の高い順から、回避、最小化、修正・修復、軽減、代償の5つに分類されます。

回避:行為の全体または一部をしないことで影響を避ける

最小化:行為の規模や程度を制限して影響を最小化する

修正・修復:影響を受ける環境の修復、回復、復元により影響を修正する

軽減:行為の実施期間中の保護やメンテナンスで影響を軽減または除去する

代償:代替資源や環境の置き換え、または供給により影響を代償する

特に代償ミティゲーションは、行為により生じるマイナスの影響を、その場所の近傍に創造し補償することで影響をプラス・マイナスゼロ、またはプラスにすることをいい、 生物多様性オフセットと呼ばれることもあります。

○生物多様性オフセット(Biodiversity offset)

生物多様性オフセットとは、開発などを行う際に、事業の実施主体者が、事業を回避することや事業による生態系への影響を最小化することを十分に検討し、それでもなおマイナスの影響を及ぼすおそれがある場合、汚染者負担原則(PPP: Polluters Pay Principle)に基づいて別の生態系を復元または創造することで、生態系への影響を代償(オフセット)する仕組みです。

(参考) 環境省 http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/maintenance/new/bdoffset.html

○在来種の導入例:ナチュラルガーデン

「地域の風土や生育環境に適合した植物を使い、その植物が本来持っている自然の力 を活かした庭造りの方法 | です。

日陰には日陰を好む植物を、環境の厳しい屋上には、浜辺の植物を植えるなど、植物の生育環境に合った場所でなるべく農薬や肥料を使わず、植物自身の力で健康に育つようにし、その地域の環境に合った多様な植物を自然風に植え込むことで、自然の理にかなった季節感あふれる庭とすることです。

(3) 外来種対策

行政

【国・県・市町村】

・除草等により発生した特定外来生物(植物)を、作業範囲から搬出して処理する場合、 運搬時の逸出防止に努める。また、作業後は人員及び重機に植物体や種子が付着し区 域外へ拡散しないよう努める。(参考「河川における外来植物対策の手引き」2013 年(H25 年)12 月国土 交通省 https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/tebiki.html)

【県】

・生態系のかく乱や農林業被害など鳥取県において特に影響の大きい外来種については、 有識者等と協議しながら鳥取県版外来種リストを整備し、外来種に関する条例の制定 や防除マニュアルの策定を検討する。

【県・市町村】

・地域住民等が行う外来種の防除等に対し活動を支援する。また、日本の在来種であっても、地域で遺伝的形質が異なる種について、国内移動であっても遺伝子のかく乱(国内外来種)の恐れがあることを啓発する。

【市町村】

・外来生物法に定める防除実施計画による捕獲や駆除、鳥獣保護管理法に定める有害鳥 獣捕獲等実施可能な手段を用いて地域での対策を行う。

民間

【NPO 等団体・県民】

・団体や地域住民が行う外来種の防除等に対し、相互に活動を支援する。植物の場合、 駆除した植物体から拡散が起こらないよう、留意する等の配慮を行う。また、国内外 来種等についても見識を深め、生物多様性保全活動を行う。

(4) 野生鳥獣の保護管理

行政

【県・市町村】

- ・野生鳥獣による農林漁業や生態系への被害の対策について、農地、集落、林地、河川 等それぞれの場所に合わせて防除を推進する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカとイノシシについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき適切な管理を進める。この中で、ツキノワグマについては人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の安定的維持を図ることによって、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。
- ・ニホンジカについては生息数の増加や生息域の拡大が見られ、生態系や農林業被害が 深刻な状況であり、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、隣接県と連携した捕獲等による 適切な個体数管理を推進する。

・カワウは、鳥取県カワウ被害対策指針に基づき、ねぐらや繁殖地での生息数や、川への飛来数調査で現況を把握し、シャープシューティングやドライアイス、偽卵等、周辺環境に応じた個体群管理の方法を検討し、被害の発生している河川では追い払いや駆除、河川環境の改善(魚道の整備・改修、隠れ家の設置、繁殖する環境の整備)によるアユや他の魚種の増殖等の対応を実施する。

【県】

- ・野生鳥獣の被害防除の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、新たな狩猟者の 育成を推進する。
- ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザは野鳥及び家禽に深刻な影響が生じるために、 その発生状況に応じた野鳥の監視や衰弱・死亡野鳥の捕獲回収等の対策を実施し、早 期発見に努める。
- ・ 畜産における養豚分野に甚大な被害をもたらす豚とイノシシに共通の感染症 (豚熱等) の発生を監視する。

民間

【県民・事業者】

- ・人の生活圏に野生鳥獣を誘引しないよう、農地を柵等で防護し、餌となる残渣や未利 用果樹の対策を行う。
- ・カワウ対策について、内水面漁業関係者等は追い払いや駆除等必要な対策を実施する。

指 標	現状(2018(H30)年)	目標(2021(R3)年)
イノシシの個体数管理	捕獲 11,027 頭/年	捕獲 6,000 頭以上/年
ニホンジカの個体数管理	捕獲 7,519 頭/年	捕獲 9,000 頭以上/年

(指標の目標値)「鳥取県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ、イノシシ) 管理計画」(2017(H29)年4月) より

指 標	現状(2018(H30)年)	目標(2030(R12)年)
60 歳未満の県内狩猟免許所持者	887 人	1,300 人

(指標の目標値)「鳥取県令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

○ニホンジカとイノシシの捕獲目標について

国は2013(H25)年度に「ニホンジカとイノシシについて、10年後(2023(R5)年度)までに個体数を2011(H23)年度推定値から半減させる」という目標を設定しました。鳥取県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき「鳥取県第二種特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)管理計画」を策定しており、その中で国の半減目標を踏まえてニホンジカとイノシシの捕獲目標を定めています。

ニホンジカの捕獲目標

捕獲数等に基づいた統計手法により県内のシカ個体数の推定や将来予測を行った結果、本県で2023(R5)年度までにシカの個体数を2011(H23)年度推定値(約2万8千頭)から半減させるためには、2011(H23)年度の捕獲数(3,159頭)の2.9倍の捕獲が必要とされました。これを踏まえ、2017(H29)年度から、9,000頭以上/年の捕獲を当面の目標としています。

県内では、里山での有害鳥獣捕獲や、奥山での指定管理鳥獣捕獲等事業により、面的にシカの捕獲強化に取り組んでいます。また、兵庫県や岡山県と合同で10月をシカの捕獲強化月間とするなど、隣接県と連携した取組も実施しています。

イノシシの捕獲目標

多産短命で個体数の季節変化が大きいイノシシについては、都道府県単位ではなく、中国地方の個体数の推定や将来予測を行った結果、個体数半減には2011(H23)年度の捕獲数(鳥取県では4,692頭)の1.1倍の捕獲が必要とされました。この推定結果と、近年の捕獲実績を考慮し、2017(H29)年度以降も従来からの捕獲目標である6,000頭以上/年を継続し、引き続き強い捕獲圧をかけることとしています。

(参考) 鳥取県第二種特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)管理計画 (計画期間: 2017(H29)年 4 月から 2022(R4)年 3 月) URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/95703.htm

○シャープシューティング

野生鳥獣の個体群管理に用いられている手法で、役割ごとに専門の訓練を受けた複数の者が、捕獲対象が逃げ出しにくい状況下で行う、精密狙撃です(カワウでは射手、個体群の看視者が鳥の月齢や繁殖状態、個体群の興奮状況を見極め、効率的な捕獲が可能な捕獲順位を定めて狙撃、捕獲する)。逃散する個体を少なくすることで、地域の個体群に捕獲に対する慣(なれ)を生じにくくし、長い期間同じ場所での効率的な捕獲が可能になります。

(5)森林・河川・湖沼・海岸の保全

<森林>

行政

【国・県・市町村】

・森林の公益的機能を持続的に発揮するため、間伐等の森林の整備を進める。

【県】

- ・森林環境保全税を活用して、森林整備の推進や放置竹林の整備、森林を守り育てる意 識の醸成を推進する。
- ・「とっとり共生の森」として、企業等の社会貢献活動の場として森林の活用を進めるため、森林所有者と企業の架け橋となり、地元との調整や企業等の森林保全活動を推進する。
- ・地球温暖化防止を進めるため森林を活用した「カーボン・オフセット」を推進する。 また、国が認証する J - クレジット制度を活用し、森林整備を推進する。

民間

【事業者】

- ・地球温暖化防止を進めるため、事業所で排出する二酸化炭素を森林を活用した「カーボン・オフセット」等代償措置でゼロにすることを推進する。また、国が認証する J ークレジット制度を活用し、森林整備を推進する。
- ※林地の情報等については、土地を所管する市町村や各県事務所の林務担当課にお問い 合わせください。

〇カーボン・オフセット

市民・企業が①自らの温室効果ガスの排出量を確認し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

(参考) 環境省 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

OJ-クレジット制度

国が認証するJ-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2 などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

(参考) J - クレジット制度ウェブサイト https://japancredit.go.jp/about/

<河川・湖沼>

行政

【国・県・市町村】

- ・三大湖沼である中海、湖山池、東郷池において水質改善を進め、環境保全に努める。
- ・河川の各水系全体の生態系を豊かにするため、「多自然川づくり」の取組などを関係者 で情報共有しながら実施し、水辺の環境保全を推進する。

【県】

- ・河川、湖沼などの河岸、汀線等での植生の復元などによる浄化作用の改善を検討する。
- ・安全で快適な水環境の保全対策を進めるため、河川・湖沼等における水質モニタリン グを充実する。

民間

【事業者】

・河川の各水系全体の生態系を豊かにするため、「多自然川づくり」の取組などを関係者 で情報共有しながら、水辺の環境保全を推進する。

指 標	現状(2018(H30)年度)	目標
中海の水質(COD)	4.4 mg/L	4.4 mg/L (2023 年度)
湖山池の水質(COD)	4.7 mg/L	5.5 mg/L (2021 年度)
東郷池の水質(COD)	5.5 mg/L	4.5 mg/L (2025 年度)

(指標の目標値)

中海:「中海に係る湖沼水質保全計画(第7期)」(2020(R2)年3月)

https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20348

湖山池:「湖山池将来ビジョン推進計画 (第3期湖山池水質管理計画)」(2012(H24)年1月)

https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20349

東郷池:「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム(第2期 東郷池水質管理計画)」(2017(H29)年3月)

https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47402

<アダプトプログラムによる環境保全活動>

三大湖沼(中海・湖山池・東郷池)において、住民、地元企業、自治体で協力して定期的な清掃活動など行っています。







左・中:②鳥取県、右:鳥取県「第2期東郷池水質管理計画」2017(H29)年3月

<海岸>

行政

【県】

・海岸の砂浜の保全を進めるため、各管理者が連携・協働してサンドリサイクル等により継続的な土砂の管理や砂浜海岸の保全を実施する。また、海岸などさまざまな場所での生物の生息生育空間の保全と再生について検討する。

(6) 将来を見据えた長期の取組

行政

【県】

- ・恒久的な財源の確保について、県の環境保全税や国の「地球温暖化対策のための税」、 「森林環境税及び森林環境譲与税」、又は入山料等を参考に、評価方法等について事例 情報を集めながらあり方について検討する。
- ・開発事業等によりやむなく生息地が消失する希少野生植物を保護するような施設のあり方について、検討する。
- ・生物多様性が既に失われた場所の自然再生に取り組む場合は、有識者等の助言を受け ながら対応を検討する。

3. 使う・活用する

鳥取県の基幹産業でもある農林水産業は、自然環境の保全に配慮した持続可能な資源の利用を行う必要があります。また、鳥取県の豊かな自然環境を保全し活用する体験型の観光産業の充実や、自然資源を活用した伝統産業を守り後世に伝える取組も必要です。

このように生物多様性の恵みを地域の資源として持続的に活用するための取組を進めます。

(1)農林水産業等での利活用

<農業>

行政

【県・市町村】

- ・環境に負荷の少ない農業として、農薬や化学肥料の使用を制限した有機農産物・特別 栽培農産物の生産を推進する。また、環境と調和のとれた持続的な農業を行う農業者 を「エコファーマー(環境にやさしい農業生産を行う農家)」として認定し、環境にや さしい農業を促進する。
- ・鳥取和牛等農産物のブランド化により販売価格を上昇・安定させ、後継者や新規参入 を促し、生産規模の維持等を目指す。

- ・耕作放棄地において、農地の再生作業や施設整備を支援することにより、新たな栽培 を推進するなど耕作放棄地の再生を進める。
- ・伝統野菜の復興等の活動について支援を行う。

民間

【事業者】

- ・環境に負荷の少ない農業として、有機農産物・特別栽培農産物、「エコファーマー(環境にやさしい農業生産を行う農家)」の制度を活用し、環境にやさしい農業を推進する。
- ・鳥取和牛等農産物のブランド化により販売価格を上昇・安定させ、後継者育成や新規 参入を推進し、生産規模の維持等目指す。
- ・耕作放棄地において、農地の再生作業や施設整備により、新たな栽培を推進するなど 耕作放棄地の再生を進める。

指 標	現状(2017(H29)年度)	目標(2023(R5)年度)
有機農産物・特別栽培農産物の 認証面積	1,445 ヘクタール	2,000 ヘクタール

(指標の目標値)「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」(2018(H30)年3月)https://www.pref.tottori.lg.jp/243457.htm

<林業>

行政

【国・県】

・林業の低コスト化を進めるため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入な どにより、森林整備を推進する。

【県】

・木材の良さや木を使う工法・意義等の情報を PR して、「木づかいの国とっとり」の実現に向け積極的に県産材の利用を進め、林業生産活動サイクルの活性化を図る。

民間

【事業者】

- ・林業の低コスト化を進めるため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入な どにより、森林整備を推進する。
- ・木材の良さや木を使うことの意義等の情報を PR して、「木づかいの国とっとり」の実現に向け積極的に県産材の利用を進め、林業生産活動サイクルの活性化を図る。

<水産業>

行政

【県】

- ・藻場の保全と造成を図り、水産生物の生育環境の保全や水産資源の確保を推進する。
- ・アユなどの海と川を行き来する魚類等の生態に配慮した河川環境の改善についての検 討や魚道等の整備・改修に努める。

<ジビエ>

行政

【県】

- ・イノシシやニホンジカ等のジビエを利用した料理・加工品の開発や販路開拓を推進する。
- ・捕獲鳥獣のジビエ利用を推進する。

民間

【事業者】

・イノシシやニホンジカ等のジビエを利用した料理・加工品の開発や販路開拓を推進する。

(2)観光への利活用

行政

【県・市町村】

- ・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ(自然体験活動)など の鳥取の雄大な自然を満喫できるエコツーリズムの取組を推進する。インバウンド需 要の取り込みに向け、利活用を推進する。
- ・利活用によって自然環境が損なわれることがないよう、利用形態等について事業者等 と調整を行う。
- ・利活用にあたっては、利用者に対して自然への接し方等のマナーや、オーバーユース による踏圧等自然環境への影響を避けるように啓発する。

民間

【事業者】

・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ(自然体験活動)などの鳥取の雄大な自然を満喫できるエコツーリズムを実施する。インバウンド需要の取り込みに向け、利活用を図る。利用にはオーバーユースによる踏圧等自然環境への影響を避けるように配慮し、利用者に対して自然への接し方等マナーの啓発を行う。

(3) 伝統産業の振興

行政

【県・市町村】

・かつて乾燥地で盛んに綿花栽培が行われた弓浜絣・倉吉絣、山間部で原料が生産された因州和紙、材料として採取され各地の竹林を調整してきた竹細工等といった、鳥取に残る民工芸品やふるさと産業を守り伝えるため、販路開拓や後継者の育成を支援する。

4. 参加する・学ぶ

生物多様性の価値や重要性について認知度を高めるために、身近な自然とふれあう機会や生物多様性や自然環境について学ぶ機会を提供していきます。

(1) 自然とのふれあいの推進

行政

【県・市町村】

- ・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ(自然体験活動)など、 自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムを推進し、同時に利用者に対して 自然への接し方等マナーの啓発を行う。
- ・山陰海岸ジオパークにおいて、貴重な地質や地形の観察、自然体験、エコツーリズム などの取組の充実を図る。

【県】

・国立・国定公園及び県立自然公園の保護を図るとともに、安全で快適な利用の促進を図る。また、「ナショナルパーク」としてのブランド化を目的とした「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト」の意義を継続し、基盤整備を図りながら利用の促進を行う。

指 標	現状(2018(H30)年度)	目標(2024(R6)年度)
自然公園年間利用者数	686 万人	710 万人

民間

【事業者】

・自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムを実施する際は、利用者に対して 自然への接し方等マナーの啓発を行う。

【NPO 等団体・県民】

・自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムに興味を持ち、生物多様性等の学習の機運を高めるとともに、可能なものに参加する。

(2)環境教育の推進

行政

【県】

- ・生物多様性に対する意識を高めるため、県立施設や自然体験施設において、自然観察 会や体験学習の充実を図る。
- ・環境に関する知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録し、地域や学校等における学習会の講師として活用する等、環境に関する知識の普及や教育の充実を推進する。

- ・保育所、幼稚園、小中高等学校への環境学習の講師派遣や出前授業の実施、学級活動における子供たちの自主的な環境配慮活動の推進、市町村と連携したこどもエコクラブの普及推進や活動支援等により、ESD教育(「持続可能な開発のための教育」)の取組を推進する。
- ・愛鳥週間ポスターや野生動物のすみかコンクールにおいて作品を広く募集し、野生生物に対する保護意識の普及を図る。また、愛鳥モデル校を指定して、愛鳥活動を通して自然環境保全意識の普及に努める。

【市町村】

・所管する小中学校等において、県や民間団体等と協力してそれぞれの世代に適した環境教育を行い、持続可能な社会を構築するための学習機会を提供する。

民間

【NPO 等団体・民間】

- ・それぞれの団体の特性や設立趣旨・目的に応じて、各団体は生物の観察会などを通じて、生物多様性の保全等の県民への普及を図る。
- ・博物館等の県立施設や自然体験施設を利用し、生物多様性についての知識を深め、活動に参加する。
- ・野生生物に対する保護意識の普及を図る。

5. つなげる

鳥取県の自然環境を次世代につないでいくために、各主体が生物多様性の保全や活用、 人材の育成に取り組みます。

生物多様性に関わる各主体が協働・連携して活動に取り組むことや、県民と各主体の協 働が広がる体制作りが必要です。

(1)協働と人づくり

行政

【県】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、生物多様性について専門家などに相談ができる体制や、保全活動に取り組む団体や個人が情報交換や連携できる機会を提供するなど、さまざまな主体が協働しながら活動する取組を支援・推進する。
- ・自然環境に精通した専門家や保全活動を実践している団体等と連携して、次世代を担 う人材の育成を支援・推進する。

民間

【NPO 等団体】

・自然環境に精通した専門家や保全活動を実践している団体等と連携して、次世代を担 う人材の育成を推進する。

(2) 体制の整備・強化

行政

【国・県・市町村】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、希少種に関する情報を整理し、生物多様性の重要性が様々な主体に適切に認識され、それぞれの行動に反映されるよう活動を 推進する。
- ・生物多様性の保全に必要な予算を確保する。

(3) 将来を見据えた長期計画

行政

【国・県・市町村】

- ・自然環境の保全活動等を推進するため、わかりやすい制度のあり方を検討する。
- ・行政機関において、生物多様性の担当者が確保されるよう努める。